

官長読

畑 参事官  
加藤事務官

第一回  
3.11.19

参第6号

長次一

書

一の1、3及び5について

皇族費（皇室經濟法（昭和二十二年法律第四号）第三条の皇族費をいう。以下同じ。）は、同法第六条第一項において、皇族及び皇族であつた者としての品位保持の資に充てるために支出するものとされており、政府の皇室制度の円滑な運用に対する責任の一環として、公益的観点から支出するものである。

したがつて、政府は、基本的には皇族費を支出すると考えられるものの、一般に、政府が一定の目的のために金銭等を支出することとされる場合において、その目的が達成されないことがあらかじめ明らかであるようなときには、その支出義務を負うと解するのは困難であることから、皇族がその身分を離れる際に支出する皇族費（以下「一時金」という。）について、当該皇族が一時金を品位保持の資に充てる意思を持つていなことが客観的に明らかな例外的な場合まで支出義務を負うものではないものと考えられる。

また、宮内庁は、宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第二条第七号に基づき「皇族に関すること」

を所掌しており、一時金の支出についても所掌していると解されるとから、一時金の支出義務の存否の判断は、その長である宮内庁長官により行われるものと考えられ、皇室経済会議が一時金の支出義務の存否の判断について役割を果たすことは制度上想定されていないと解される。

#### 一の2について

皇族の身分を離れる者が一時金の受領に關し何らかの意思を表明することは、國事行為ではないため、内閣の助言と承認を必要とするものではなく、また、当該一時金の受領という、個別的な事柄についての当該皇族自身の個人としての行為又は対応に關する考え方を述べるものに過ぎず、現行制度そのものの改變を意図するといった政治的見解を持つ、又は政治的な影響を持つような発言とはみられない。

したがつて、皇族の身分を離れる者が一時金を受け取らないという意思を表明することや、政府がその意思の表明を踏まえて一時金の支出義務について判断することは、憲法第四条第一項に抵触するものではない。

#### 一の4及び6について

今般の眞子内親王殿下（当時）に対して一時金を支出しないとする判断は、国会の定めた法律に従つて

適切に行われたものであり、別途国会への報告が必要とは考えていない。

## 二の 1について

我が国の民事裁判権は、我が国内にいる全ての人々に及ぶのが原則であり、皇族に民事裁判権が及ぶことを否定する明文の規定及び最高裁判所の判例はないと承知している。

## 二の 2から4までについて

皇族が一般に自ら民事訴訟及び行政訴訟を提起することができるか否かについては、皇族であること的理由としてこれを否定する明文の規定はないと承知している。

## 三の 1について

お尋ねの「誤った情報が事実であるかのような印象を与えるかねない質問」は、政府に対するものではないことから、政府として見解を申し上げる立場にはない。

## 三の 2について

お尋ねについては、個人のプライバシーに関する事柄であり、政府として見解を申し上げることは差し控える。

### 三の3について

お尋ねについては、「治療を支援する等の考え方」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。なお、皇族の身分を離れた者は、政府において皇室関係の国家事務をつかさどる宮内庁が侍側奉仕（宮内庁組織令（昭和二十七年政令第三百七十七号）第三条第三項の侍側奉仕をいう。）をする対象ではない。

### 四について

お尋ねについては、令和三年十月二十八日の記者会見において、宮内庁長官が「この度の御結婚に当たり、お二人の御健康と末永いお幸せをお祈りいたします」と述べているとおりである。

本質問主意書の処理

参 6 浜田 聰 議員

18:15 - 19:15

答弁  
11月12日(金)  
月17日(火)  
月19日(金)

正式転送  
内閣官房内閣総務官室へ  
閣議資料等を提出  
閣議に付議  
(閣議決定後国会へ提出)

確定版

※正式転送があるまでは提出者等との接触厳禁！(政府部内限り)

質問第六号

皇室經濟法第六条に規定されている一時金不支給に關する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和三年十一月十日

(一)

二二

浜田聰

參議院議長山東昭子殿

皇室經濟法第六条に規定されていける一時金不支給に関する質問主意書

眞子内親王殿下であられた小室眞子さん（以下「眞子さん」といふ。）と小室圭氏の御結婚を心よりお慶び申し上げる。御結婚に際し執られた憲政史上初の手続の論拠を政府答弁書として遺し、後世に生じ得る天皇及び皇族に関する国民的議論に資する」ことを目的として、以下質問する。

一 皇族費（皇室經濟法（昭和二十二年法律第四号。以下「法」という。）第三条の皇族費をいう。以下同じ。）及び一時金（法第六条第一項に規定する、皇族であつた者としての品位保持の資に充てるために、皇族が皇室典範の定めるところによりその身分を離れる際に一時金額により支出する皇族費をいう。以下「同じ。」について

1 通常、補助金の支給は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）による補助金の支給が行政処分とされていることを除いて、贈与契約（あるいは、負担付贈与契約）とされるといひ、皇族費を支給する行為は、贈与契約か。それとも、憲法第四条第一項にかんがみ、皇族の御意思とは無関係に支給すべき」とから、政府の一方的意表示のみによつて効力を發揮する、行政処分か。

-1~6  
-2~3  
四

2 皇族は、一時金を辞退なむるゝ事はであるのか。また、辞退などした場合、その辞退は内閣の助言と承認を必要とするか。また、辞退する御意思を示したとして、その御意思を政府が尊重するゝとは、憲法第四条第一項に抵触しないか。政府の見解如何。

3 政府は、一時金を支給しない事ができるか。できる場合は、法令による明文規定を示されたい。また、できる場合、皇室經濟會議（法第八条の皇室經濟會議をいう。以下同じ。）の開催及び議決を要するのか。

4 皇室經濟と国会に關しては、昭和二十一年十一月十一日の衆議院本會議において「皇室の財産に關係いたしまする重要な問題につきましては、国会に何らかの連係をとるゝことは、もとより必要な事」と云ふ思ひのでありますし、事の大小様々ありまするために、原則的にはこれを否定する事ができないのであります。報告を必要としまする事項は、政府より国会に對してこれを報告いたす」とおしたいと考えております。」と答弁されてゐるといふ、政府は、一時金を支給しない場合、その旨を国会に報告する必要性をどう考えておられるのが。政府の見解如何。

5 一時金を支給しなくてはに対する責任は、内閣が負うのか。それとも、皇室經濟會議が負うのが。

6 上皇陛下が「退位なる際は、憲法第一条にかんがみ、国民の総意の代表たる国会がその役目を全うすべく、広く議論を行つたうえで、各党・各会派の共通認識として、「天皇の退位等についての立法府の対応」に関する衆参正副議長による議論のとりまとめ」を内閣に送付したところである。ところが、今般の眞子さんに対する一時金を不支給とする決定に関しては、国会が意見を言う機会が何ら与えられず、国民の総意の代表たる国会は無視されたままであった。この国会軽視について、憲法第一条の観点から、政府の見解如何。

## 二 皇族の訴権について

1 平成元年十一月二十日最高裁第一小法廷判決によると、天皇には民事裁判権が及ばないとされているところ、皇族には民事裁判権が及ぶのか。

2 刑法第二百三十二条は「告訴をする」とができる者が天皇、皇后、太皇太后、皇太后又は皇嗣であるときは内閣総理大臣が・・・代わって告訴を行う。」とあるが、皇族が民事訴訟及び行政訴訟を提起する場合は、内閣総理大臣が代わって行うのか。政府の見解如何。

3 前記2に関し、内閣総理大臣が代わって行う場合であつても、法定された皇族費の不支給決定を

行つた当事者たる内閣総理大臣自身が、皇族に代わつて皇族費の不支給決定に対する抗告訴訟を行う」とが適切でない」とは明らかである。皇族に代わつて皇族費の不支給決定に対する抗告訴訟を行う」とができる者は、誰か。政府の見解如何。

4 前記1の3において内閣以外に誰もない場合、時の政府は、法改正による」となく、皇族費をまつたく支給せず、しかも、皇族はそれに対する不服を訴える手段が存在しない」となるが、政府の見解如何。

三 令和三年十月二十六日に行われた眞子さんと小室圭氏の御結婚に関する記者会見について

1 「誤った情報が事実であるかのような印象を与えるかねない質問」がされたことに対し、政府の見解如何。

2 眞子さんが複雑性心的外傷後ストレス障害を患つた」とに対し、政府の見解如何。

3 政府として、眞子さんの複雑性心的外傷後ストレス障害の治療を支援する等の考えはあるのか。

四 眞子さんと小室圭氏の御結婚に対し、政府の見解如何。

右質問する。

質問主意書参 6 · 浜田聰君 参考資料 目次

- 国会答弁  
第91回帝国議会・衆議院・本会議（抜粋） ······ 1
- 第198国会・参議院・財政金融委員会（抜粋）
- 質問主意書に対する答弁書（用例） ······ 3
- 皇室経済法の解釈について  
(令和3年7月21日法制局長官了) ······ 31
- 品位保持の資に充てる意思の有無に関する  
判断について（令和3年10月1日宮内庁  
長官への取材ほか） ······ 35
- 宮内庁長官記者会見（令和3年10月28日） ··· 43
- 参照条文 ······ 44

(一の4について)

第91回帝国議会 衆議院 本会議 第9号 昭和21年12月12日

○森三樹二君

第二點といたしまして、この皇室經濟法を通觀いたしますと、國有財産に歸屬した殘りの皇室の私有財産に關しましては、皇室經濟會議の議を經ることになつておるのであります、皇室經濟會議の議を經ましたことは國會に報告することに規定せられておる面もございます。すなわち本法の第一條末項には、國會に報告することを規定し、また第四條の末項にも、國會に報告することを規定してあるのであります。これは國會が國民の代表機關であるという當然の規定であると私は思うのでありますが、しかしながらこの草案の内容を檢討いたしますと、未だもつて國會に報告すべき點が多々あるように私は考えるのであります。たとえて申せば、本法案の第一條の第二項には、皇室財產から國有財產になつたその中から、さらに皇室の用に供する所の公用財產を決定し、またこれを廢止し、變更することにつきまして、皇室經濟會議の議決を經ることになつておるのでありますが、これらにつきましては、私は一層國會に報告する所の必要があるということを痛感してやまないものであります。第一條の四項の規定に對しましては、國會に報告することを規定しておるのであります、それならばなおさら第一條第二項の公用財產の決定に對しましても、皇室經濟會議の議を經ましたことは、國會に報告することが當然であると私は考えるのであります。すなわち私は原則といたしましては、皇室經濟會議の議を經ましたる所の事項は、國會に報告することが必要であると考えるものであります。政府は、皇室經濟會議の議を經たることを一々國會に報告するということは事務の煩雜が生ずるために、かかる規定をしなかつたのだというようなお考えもあるかも知れませんが、私は民主化された明朗なる皇室の經濟に關しましては、すべからく國民の代表機關であります所の國會には、でき得る限りこれを報告することが必要であると考えるものでありまするが故に、私は皇室經濟會議を經ました所の事項は、國會に報告することを必要とする所の條文を規定しなければならないと、かよう考えるのでありまするが、これに對し、吉田首相並びに金森國務大臣はいかなる御所見があるのでございますか、お伺いいたしたいのであります。

○國務大臣（金森徳次郎君）

それから第二に、皇室經濟會議がその議に付します多くの事項について、國會に報告する途を廣く定むべきものではないかという御意見であります。それ

は確かに左様な面もあると思ひますが、この法律自身は、皇室經濟會議が絶對的に政府に報告しなければならぬという範圍を規定したのであります。それ以外の面におきましても、皇室の財産に關係いたしまする重要な問題につきましては、國會に何らかの連繫をとることは、もとより必要なることと思うのでありまして、事の大小様々ありまするために、原則的にはこれを否定することができないでありますするが、報告を必要としまする事項は、政府より國會に對してこれを報告いたすことにしておきたいと考えております。

## 質問主意書に対する用例

(一の1、3及び5について)

### 【「と解するのは困難」の例】

衆議院議員長妻昭（民主）提出国家公務員の贈与等に関する質問に対する答弁書（平成15年6月24日閣議決定）

（答弁）

十一及び十二について

贈与等報告書については、倫理法第九条第二項の規定に基づき何人も閲覧を請求することができることとされているが、一般に「閲覧」の中に「写しの交付」が含まれると解するのは困難であること、他の法令上、謄写等が認められる場合にはその旨が明記されていること等にかんがみると、同項の規定は贈与等報告書の写しの交付（以下「写しの交付」という。）を権利として保障しているものではないと考えている。

各府省等においては、このような考え方の下、その判断により写しの交付を行っている一部の府省等を除き、倫理法第九条第二項の規定による閲覧の際に、写しの交付を行っていないところである。

（質問）

十一 閲覧は、省庁によってはコピー禁止と聞くが、コピーを禁止している省庁名と禁止の理由をお示し願いたい。

十二 十一に関して改善の予定はあるか。コピー禁止の省庁ごとにお示し願いたい。

(一の1、3及び5について)

【「客観的に明らか」の例】

参議院議員吉川沙織（立憲・国民・新緑風会・社民）提出幼児教育・保育の無償化に係る内閣府令の誤りに関する質問に対する答弁書

（令和元年10月15日閣議決定）

（答弁）

九及び十について

今般の両府令の誤りについては、実質的な法規範の内容と法文の表記との間に形式的な齟齬そごが生じていることが客観的に明らかであり、当該齟齬が生じたままで実質的な法規範の内容が正確に表現されていないため、官報正誤により訂正したものである。各地方公共団体においては、その取扱いについて適切に判断されるものと考えている。

（質問）

九 両内閣府令の誤りのある条文を引用する条例を制定した地方自治体が存在する場合、幼児教育・保育の無償化を実施するためには、当該地方自治体は、両内閣府令の正誤措置の内容を反映する形で当該条例を改正する必要があるのか、政府の見解を明らかにされたい。改正の要否が当該引用の態様等により異なる場合には、どのような場合には改正が必要となるのか、具体的に説明されたい。

十 前記九において、当該条例を改正する必要がある場合、いつまでにこれを行う必要があるのか明らかにされたい。また、改正が行われるまでの間における当該条例の効力及び当該条例を根拠として実施した幼児教育・保育の無償化の効力は、それぞれどのように評価されるのか、政府の見解を示されたい。

(一の4及び6について)

【「〇〇（当時）」の例】

参議院議員小西洋之（立憲）提出菅政権の存立危機事態等への認識に関する質問に対する答弁書（平成2年10月2日閣議決定）

（答弁）

四について

我が国及びアメリカ合衆国は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（昭和三十五年条約第六号）第五条に基づき、我が国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が発生した場合に、自国の憲法上の規定及び手続に従って、共通の危険に対処するよう行動することとなる。その上で、日米両国は、平成二十九年二月十日（米国東部時間）に安倍内閣総理大臣（当時）及びトランプ米国大統領が発出した共同声明において、「核及び通常戦力の双方によるあらゆる種類の米国の軍事力をを使った日本の防衛に対する米国のコミットメントは揺るぎない」ことを確認した。

（質問）

四 日米安全保障条約第五条に基づいて締約国が共通の危険に対処するよう行動することの中には、米国が核兵器を使用することも含まれるのか。

（二の1について）

【「民事裁判権」の例】

参議院議員斎正敏君提出自衛隊のルワンダ難民救援国際平和協力業務に関する質問に対する答弁書（平成六年十一月一日閣議決定）

(答弁)

2の(1)及び(2)について

政府は、ザイール共和国政府との間で、派遣された自衛隊部隊の隊員がザイール共和国において外交関係に関するウィーン条約(昭和39年条約第14号)に定める「事務及び技術職員」と同等の法的地位を享有することを確認する外交上の公文を取り交わしており、同隊員は、刑事裁判権に関しては、公務中の行為であるか否かを問わずすべての行為についてザイール共和国の裁判権からの免除を享有し、また、民事裁判権及び行政裁判権に関しては、公務中の行為についてザイール共和国の裁判権からの免除を享有することとなっている。

派遣された自衛隊部隊の隊員が現地で罪を犯した場合の捜査権及び裁判権の問題に関しては、右に述べた自衛隊部隊の隊員がザイール共和国において享有する法的地位、受入国の同意を得て当該受入国内にある外国軍隊の法的地位に係る一般国際法上の原則等を前提として、個々の事案の具体的な内容に応じて処理されることとなる。

(質問)

2 現地での自衛隊の地位について

- (1) 今回の自衛隊部隊の派遣に当たって、現地での自衛隊部隊の地位についての協定、取極等を受入れ国と取り交わしたのか。取り交わしたのであればその内容を明らかにされたい。また取り交わしていないのであればその理由を明らかにされたい。
- (2) 派遣された自衛隊部隊の隊員が現地で犯罪を犯した場合、その捜査権、裁判権はどの国に帰属するのか。

(二の 1について)

【「我が国内に」の例】

参議院議員齋藤勁(民主)提出日米地位協定の改定に関する質問に対する答弁書(平成十三年七月二十三日閣議決定)

(答弁)

2の 7について

公務執行中の米軍の構成員又は被用者が我が国において政府以外の第三者に損害を与えたものから生ずる請求権は、日米地位協定第18条第5項に基づき、関係国内法令に従って適切に処理されている。

我が国内における不法の作為又は不作為で公務執行中に行われたものでないものから生ずる米軍の構成員又は被用者に対する請求権については、同条第6項に基づき、適切に処理されており、特に、平成8年12月2日に発表された沖縄に関する特別行動委員会の最終報告において、日米地位協定の運用改善として、米国政府による前払制度の積極的活用並びに政府による無利子融資制度の創設及び確定判決額と米国支払額の差額を埋めるための見舞金の支給が盛り込まれ、これらの措置が日米両政府により採られていところである。

(質問)

- 2 私は日米地位協定を、以下の内容で改定する必要があると考えている。それぞれの事項についての政府の見解を示されたい。
- 7 合衆国軍隊の構成員、軍属・家族、被用者の不法行為により被害を受けた場合は、公務中か否かを問わず、速やかに日本国政府から見舞金をうけられるようにする必要があると考えるがどうか。

(二の 1について)

【「全ての人に」の例】

衆議院議員柚木道義（民主）提出国連ミレニアム開発目標サミットにおける菅コミットメントと国際貢献の展望に関する質問に対する答弁書（平成二十五年一月十一日閣議決定）

(答弁)

二について

我が国が表明した支援として、今後とも、保健分野については、母子保健に対する支援、エイズ、結核及びマラリアの三大感染症への対策に対する支援並びにポリオの発生及びまん延等公衆衛生上の緊急事態への対策に対する支援を積極的に実施していく考えである。また、教育分野については、学校施設及びその設備の整備、教員の能力向上、学校運営の改善等を通じた、全ての人に対する質の高い基礎教育の提供に対する支援、職業訓練及び高等教育に対する支援並びに平和と安全のための教育に対する支援を積極的に実施していく考えである。

(質問)

二 国際貢献の今後の展望について

- 1 我が国が名実ともに世界各国から「強い国」と認められるためには、世界平和と健康な社会を実現させるための継続的な国際貢献が求められる。前項でお示しした国連ミレニアム開発目標サミットにおける日本政府の演説の内容を達成するために具体的にどのような支援策を検討しているのかお示しいただきたい。

(二の 1について)

【「のが原則である」の例】

衆議院議員市村浩一郎（民主）提出民法第772条に係るいわゆる無戸籍児に関する質問に対する答弁書（平成十九年六月十二日閣議決定）

（答弁）

一について

婚姻継続中に夫と妻以外の女性との間に生まれた子は、嫡出でない子であるから、当該子は母の氏を称し母の戸籍に入籍するものとされており（民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百九十条第二項、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十八条第二項）、当該夫が当該子を認知すると、当該夫の戸籍の身分事項欄に当該子を認知した旨の記載がされることになるものの、当該子は当該夫の戸籍に入籍することになるわけではない。

他方、離婚後三百日以内に出生した子は、婚姻中に懷胎したものと推定され（民法第七百七十二条第二項）、夫の子と推定される（同条第一項）のが原則であるが、妻が当該子を懷胎すべき時期に、既に夫婦が事実上の離婚をして夫婦の実態が失われ、又は遠隔地に居住して、夫婦間に性的関係を持つ機会がなかったことが明らかであるなどの事情が存する場合には、この推定は及ばないと解されているところ、戸籍事務においては、前記の事情が裁判上明確にされている場合には、当該裁判書の謄本の提出を得て、後婚の夫の戸籍に入籍することができるが、その提出がされない場合には、前婚の夫の子としてしか出生届を出すことはできず、後婚の夫の戸籍に入籍することはできないものとして取り扱っている。

離婚後三百日以内に出生した子についてこのような取扱いがされるのは、民法が、子の福祉のために親子関係を早期に確定し、家庭の平和を尊重するという趣旨から嫡出推定制度を採用しており、また、戸籍事務において、戸籍事務管掌者である市町村長は、形式

的審査権限のみを有し、前記の事情の存否を判断することができないからである。

御指摘の「嫡出推定が後夫の子であるという事実より優先する」の趣旨は必ずしも明らかではないが、嫡出推定制度を採用している趣旨及び戸籍事務の取扱いの理由は、前記のとおりである。

(質問)

一 わが国では夫が婚姻を継続した上で、別の女性との間にできた子は認知 制度により非嫡出子として戸籍に登録することを認めている。いわゆる無戸籍児の場合、その多くは結果として前夫と離婚し、事実上の父である後夫と再婚しているにも関わらず後夫の戸籍に登録することが認められないという状況におかれてしまう。この違いの合理的理由は何か。また嫡出推定が後夫の子であるという事実より優先する理由は何か。

(二の1について)

【「皇族に」の例】

参議院議員熊谷裕人（立憲・国民・新緑風会・社民）提出宮家の法的地位に関する質問に対する答弁書について（令和二年一月三十一日閣議決定）

(答弁)

一から四までについて

お尋ねの「法的地位」、「皇族が創設している」、「宮家の存在は皇室の慣習上の存在」、「天皇陛下のおぼしめし」があれば、その創設は可能」及び「天皇陛下に政治責任を生じさせる懸念」の意味するところが必ずしも明らかではないが、いわゆる宮家とは、独立して一家を成す皇族に対する一般的な呼称であり、法令に位置付けら

れているものではなく、また、宮号は、天皇陛下のおぼしめしにより皇族に対して賜るものと承知している。

(質問)

- 一 いわゆる「宮家」には法的な根拠はなく、その法的地位は曖昧なものであり、もっぱら「天皇陛下のおぼしめし」により宮号を賜った皇族が創設しているのが現状であるとの理解でよいか。
- 二 前記一に関連して、現行法上、宮家は明確な法的地位を有していないと見るべきであり、法的には皇族の範囲が皇室典範で規定されているにとどまり、宮家の存在は皇室の慣習上の存在であるという理解でよいか。
- 三 現行法上、いわゆる「女性宮家」を創設するのであれば、宮家を規定する法令がそもそもないため、皇室典範第五条でいう内親王、女王などの女性皇族に対して「天皇陛下のおぼしめし」があれば、その創設は可能であるのではないか。
- 四 安定した皇位の継承を図るためにも、「宮家」の法的地位については、「天皇陛下のおぼしめし」によるものままにするのではなく、天皇陛下に政治責任を生じさせる懸念を排除するためにも、立法措置を講ずるべきではないか。政府の見解如何。

(二の1について)

【「を否定する…明文の規定はな」の例】

衆議院議員土井たか子（社民）提出憲法改正手続に関する質問に対する答弁書について（平成十六年八月十日閣議決定）

(答弁)

二について

国会において審議する憲法改正の原案としての議案の提出権を

内閣が有しているか否かについては、憲法第九十六条の規定も含め、これを否定する憲法上の明文の規定はなく、一方、憲法第七十二条は内閣に対して議案を国会に提出する権能を認めていることから、政府としては、憲法改正の原案としての議案についても、内閣はこれを提出することができるものと考えている。

御指摘の平成十三年六月六日の参議院憲法調査会における阪田内閣法制局第一部長（当時）の答弁は、右の見解を前提として、憲法上内閣の権能と解されるものについて法律でこれを否定することはできないと考えられること、一方において、国会が制定した法律については、内閣は憲法第七十三条の規定によりその全部を誠実に執行すべき責務を有していることなどを踏まえて申し述べたものである。

(質問)

## 二 内閣の憲法改正原案の提出権の有無について

1. 二〇〇一年六月六日の参議院憲法調査会において、政府（阪田内閣法制局第一部長）は、内閣の憲法改正原案の提出権を否定する法律は違憲であると述べる一方で、しかし、仮にそのような法律ができた場合には、法律を誠実に執行する義務を政府は負うのであるからそのような規定を尊重して対処すると答弁している（第一五一回国会参議院憲法調査会会議録第九号十二頁）。

あくまでも憲法改正に関する一切の手続は憲法第九十六条において規定されているのであって、同条でまったく言及されていない内閣には、憲法改正原案の提出権は認められない、と解釈するのが相当である。

このような見地からすれば、右の政府答弁（阪田内閣法制局第一部長の発言）は、憲法解釈を誤った答弁と解ざるを得ないが、一体、いかなる根拠に基づいてそのような答弁をしたのか法律の

誠実執行義務との関連も含めて解答を求める。

(二の 1について)

【「規定はないと承知している」の例】

衆議院議員長妻昭（民主）提出アフガニスタン復興支援国際会議への非政府組織（N G O）一時参加拒否の理由に関する再質問に対する答弁書（平成十四年二月二十二日閣議決定）

(答弁)

4について

お尋ねの「法令違反」がどのようなものを想定しているのか必ずしも明らかではないが、国会議員が、外務省職員に対し、外務省の所掌事務に属する事項について、単に説明を求めたり、意見を述べたりすることを禁じた法令の規定はないと承知している。

(質問)

4 この議事録が事実の場合、鈴木議員には法令違反は発生するか。

(二の 1について)

【「最高裁判所の判例」の例】

衆議院議員井坂信彦（民進）提出義務教育の無償制度に関する質問に対する答弁書（平成二十九年五月十九日閣議決定）

(答弁)

一から三までについて

お尋ねの「義務教育の無償の範囲」については、憲法においては、憲法第二十六条第二項が「義務教育は、これを無償とする」と規定しており、これについては、最高裁判所の判例において、「授業料

不徴収の意味と解するのが相当である」（最高裁判所昭和三十九年二月二十六日大法廷判決、民集十八巻二号三百四十三頁）とされており、同項の規定を受けて、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第五条第四項及び学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第六条ただし書において、義務教育については授業料を徴収しない旨を規定していると承知している。また、法律においては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）において、義務教育諸学校において使用する教科用図書の無償措置を定めているものと承知している。

また、お尋ねの「学校運営に要する費用」及び「学級運営に必要な経費」の意味するところが必ずしも明らかではないが、一般論として、義務教育諸学校の管理運営に係る経費の保護者等への転嫁については、学校教育法第五条及び地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第二十七条の四の規定を踏まえ、また、住民の税外負担の解消の観点から安易に保護者等に負担転嫁をすることは適当ではないことに留意して、各学校の設置者により判断されるべきものである。

(質問)

- 一 学校運営協議会制度や学校支援地域本部事業など学校運営に要する費用について
  - (一) 右記費用の全部または一部を保護者の負担とすることは憲法上許されるのか、政府の見解は如何に。
  - (二) 仮に憲法上許されるとされた場合であっても、法令上は許されるのか、政府の見解は如何に。
  - (三) 許されない場合、許されない根拠法はあるか。
  - (四) 保護者の一部負担が認められるとする場合、それはどのような支出についてか。

二 いじめ対策のアンケート調査など学級運営に必要な経費について

- (一) 右記費用の全部または一部を保護者の負担とすることは憲法上許されるのか、政府の見解は如何に。
- (二) 仮に憲法上許されるとされた場合であっても、法令上は許されるのか、政府の見解は如何に。
- (三) 許されない場合、許されない根拠法はあるか。
- (四) 保護者の一部負担が認められるとする場合、それはどのような支出についてか。

三 義務教育の無償の範囲について、政府としての見解はどのようなものか。

(二の2から4までについて)

【「皇族が」の例】

衆議院議員鈴木貴子（無）提出本年、秋の園遊会で、山本太郎参議院議員が天皇陛下に手紙を手渡した件に関する質問に対する答弁書  
(平成二十五年十一月十五日閣議決定)

(答弁)

一及び二について

天皇及び皇族が、各界で功績がある方々や活躍されている方々と親しくお接しになり、その労をねぎらわれるとともに、お励ましになる催しである園遊会において、出席者が天皇に直接手紙を手渡す行為は、その場にふさわしくないと考えている。

(質問)

一 山本太郎参議院議員が、直接天皇陛下に手紙を手渡した行為について、安倍総理の見解如何。

二 山本太郎参議院議員の行為は、国會議員として許される行為か、常識を逸している行為であるか、安倍総理の見解如何。

(二の2から4までについて)

【「自ら…訴訟を提起」の例】

衆議院議員川田悦子（無）提出「人権擁護法案（仮称）の大綱」に関する質問に対する答弁書（平成十四年二月二十六日閣議決定）

(答弁)

(21)について

大綱第1の3(3)の差別助長行為等については、特定の個人の人権を直ちに侵害するものではないことなどから、個人による実効的な訴訟遂行が期待できないので、当該行為により不当な差別的取扱いを受けるおそれのある不特定多数者のために、人権委員会が自ら訴訟を提起してその差止めを求めることがある。

(質問)

(21) 大綱・第3の2(6) 「(1) カの行為をした者が勧告に従わない場合…… 請求する訴訟を提起することができる」として、(1) カの行為についてのみ人権委員会は提訴することができるとしている。その理由を示されたい。

(二の2から4までについて)

【「民事訴訟…行政訴訟」の例】

衆議院議員北川れん子（社民）提出出入国管理及び難民認定法における退去強制手続きに関する質問に対する答弁書（平成十三年八月七日閣議決定）

(答弁)

10について

被収容者から民事訴訟又は行政訴訟の裁判出廷のための外出申出があった場合は、入国者収容所長又は地方入国管理局長が処遇規則第40条第1項に従い判断することになるところ、民事訴訟又は行政訴訟においては、訴訟代理人によって訴訟を遂行することが可能であること、訴訟中のすべての被収容者に対し裁判に出廷するための外出を認めた場合には、処遇規則第40条第2項の規定により看守のために入国警備官を配置することが必要となり、入国警備官の人数との関係上、公務の遂行に支障を生ずるおそれがあることなどから、一般的にはこれを許可していない。

もっとも、被収容者に対して退去強制令書が発付されている場合は、入管法第52条第3項の規定に基づき速やかに送還しなければならないところであるが、送還実施までの間に裁判所が被収容者の収容されている施設において期日外尋問を行う決定をしている場合においては、期日外尋問の終了まで送還を見合わせることとして被収容者の裁判を受ける権利を阻害することのないよう配慮している。

(質問)

10 被収容者が原告となり訴訟当事者となっている場合、裁判への出廷は許可しているか。許可していない場合、その理由を明らかにされたい。

(二の2から4までについて)

【「提起することができる」の例】

衆議院議員前原誠司(民主)提出吉野川第十堰改築事業に関する質問に対する答弁書(平成十二年二月二十八日閣議決定)

(答弁)

1 3について

御指摘の「国直轄事業の実施」が、行服法第3条第1項に規定する審査請求若しくは異議申立て（以下「不服申立て」という。）又は行訴法第3条第2項に規定する処分の取消しの訴えの対象となるためには、当該直轄事業の実施が公権力の行使に該当することが必要であり、その該当性については、1 2についてで述べたとおり、個々具体的に判断する必要があるものと考える。

さらに、不服申立てをすることができる者及び処分の取消しの訴えを提起することができる者は、一般的には、当該処分その他公権力の行使に当たる行為により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者であると解されている。したがって、御指摘の1から4までに揚げる者で不利益を被ると考えるものが、これらの不服申立てをすることができる者又は処分の取消しの訴えを提起することができる者に該当するか否かについては、これらの者ごとに具体的に判断する必要があるものと考える。

(質問)

1 3 国直轄事業の実施によって不利益を被ると考える以下の者は、「行政不服審査法」に基づく審査請求、異議申立又は「行政事件訴訟法」に基づく出訴ができるか。

- 1 事業法上、関与権限のある地方公共団体
- 2 事業法上、関与権限のない地方公共団体
- 3 事業区域惑いは事業区域に近接した区域に住む住民
- 4 国民

(二の2から4までについて)

【「ことができるか否かについては」の例】

衆議院議員城井崇(国民)提出原子力損害賠償制度と民法第709条(不法行為による損害賠償)に関する質問に対する答弁書(平成三十年十二月七日閣議決定)

(答弁)

原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第百四十七号。以下「原賠法」という。)第二条第二項に規定する原子力損害(以下「原子力損害」という。)に関し、民法(明治二十九年法律第八十九号)第七百九条の規定に基づく損害賠償請求を行うことができるか否かについては、個々の事案に応じて、裁判所において判断されるものと考えるが、一般には、原賠法は民法上の不法行為責任の特則を定めるものであるから、原子力損害に関する賠償責任の要件を定める原賠法第三条第一項の規定が適用されるべき場合には、民法第七百九条の規定の適用が排除されるものと認識している。

(質問)

- 一 原子力損害の賠償について、被害者によって、一般不法行為の成立要件である、加害者の故意又は過失、権利の侵害、損害の発生、侵害行為と損害発生との間の因果関係が立証される場合には、原賠法に基づくのではなく、民法第七百九条に基づいて、被害者が加害者に対して、不法行為による損害賠償の請求を行うことができるか、政府の認識を明らかにされたい。

(二の2から4までについて)

【「あることを理由として…はない…と承知している」の例】

参議院議員井上哲士(共)提出米兵等の私有車両の登録に関する質問に対する答弁書(平成二十二年五月二十一日閣議決定)

(答弁)

八について

いわゆるYナンバー車両に係る自動車保管場所証明書等の申請等に係る手数料は、都道府県が条例を定めて徴収しているものであるが、当該自動車の保有者が合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族あることを理由として免除されていることではないものと承知している。

(質問)

八 日米地位協定には日本国内において米兵等に対する租税や手数料などを免除する規定もあるが、Yナンバー車の車庫証明書に要する手数料は免除されないと理解してよいか。

(三の1について)

【「政府として見解を〇〇〇立場にはない」の例】

参議院議員嘉田由紀子(碧水)提出離婚後の親権のあり方に関する質問に対する答弁書について(令和元年12月17日閣議決定)

(答弁)

三について

最高裁判所事務総局家庭局長の御指摘の答弁における具体的な文言が意味するところ等については、政府として見解を述べる立場はない。

(質問)

三 昭和四十年十二月八日の「子の監護に関する審判事件の審判に対する即時抗告事件」の東京高等裁判所の決定では、親権を失った母親が子どもとの面会交流を求めたのに対し、東京高等裁判所は「母親が子に面会交流することは、子の利益にならないものと考えこれを許可しないのが相当」とし、その申立てを却下しています。 本年十一月二十一日の参議院法務委員会で、最高裁判所家庭局長は、「広く子の福祉が問題となる調停事件の当事者に対して、子の利益を考慮しながら、子を中心とした解決に向けて話し合いを進めること」とし、紛争解決を促す答弁をしています。最高裁判所家庭局長のいう「子の福祉」、「子の利益」と、前記東京高等裁判所の決定における「子の利益」とは、同じ意味で用いられているのでしょうか。両者の関係をどう整理するのか、政府の理解するところを示してください。

(三の1について)

【「見解を申し上げる立場にはない」の例】

衆議院議員照屋寛徳（社民）提出在沖米海兵隊とアメリカの海外基地見直しに関する質問に対する答弁書について（平成16年2月13日閣議決定）

(答弁)

二について

今般のイラク情勢に関するものを含め、アメリカ合衆国（以下「米国」という。）軍隊の個々の運用について見解を申し上げる立場にはない。

(質問)

二 政府は、ロバート・ブラックマン中将が発表した前記在沖米海兵隊約三千人のイラク派遣をどのように受け止めておるのかお示し願いたい。

(三の2について)

【「個人のプライバシーに関わる事柄」の例】

衆議院議員柚木道義（立国社）提出黒川前東京高検検事長の処分に関する質問に対する答弁書について（令和2年6月5日閣議決定）

(答弁)

四について

お尋ねの「黒川氏の「退職金」の総額」及び「支給額はいくらで、いつ支給されたのか」については、個人のプライバシーに関わる事柄であり、お答えすることは差し控えたい。

一般論として、国家公務員が退職した場合に支給する退職手当については、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）の規定に基づき算出された額について、原則として、職員が退職した日から起算して一月以内に支払われることとされている。

また、御指摘の「再調査を行う場合」に係る仮定の質問に対するお答えは差し控えたい。

(質問)

四 黒川氏の退職金

黒川氏の「退職金」の総額はいくらか。また、退職金は一般的に退職後何日後に支給されるのか。

黒川氏の退職金は既に支給済みであれば、支給額はいくらで、いつ支給されたのか。また退職金支給額の算出方法は何に基づくもの

か。

再調査を行う場合、退職金の支給は、再調査結果が出て、再処分が決定するまでの間は凍結するべきだが、各々について政府の見解を示されたい。

(三の2について)

【「政府として見解を〇〇〇ことは差し控える」の例】

参議院議員小西洋之（立憲）提出日露戦争に関する明治天皇の御製を引用した安倍総理の施政方針演説が憲法に反することに関する質問に対する答弁書について（平成31年2月8日閣議決定）

(答弁)

一から四までについて

御指摘の御製の由来やそれに対する論評、見解等に係るお尋ねについては、政府として見解を述べることは差し控える。その上で、御指摘の安倍内閣総理大臣の施政方針演説においては、明治以降、日本人は幾度となく大きな困難に直面するも、そのたびに、大きな底力を發揮し、人々が助け合い、力を合わせることで乗り越えてきたことを受けて、急速に進む少子高齢化、激動する国際情勢に、今を生きる私たちもまた、立ち向かわなければならぬとの文脈で引用したものであり、「憲法第九条の理念に反する」、「憲法前文の平和主義及び国民主権の理念に反する暴挙」、「日本国憲法の平和主義及び国民主権の理念を根底から否定する施政方針演説を行った」等の御指摘は当たらない。

(質問)

一 安倍総理は、平成三十一年一月二十八日の参議院本会議における内閣総理大臣施政方針演説において、明治天皇の御製である「し

きしまの 大和心のをゝしさは ことある時ぞ あらはれにける」との歌を引用している。この歌は、明治天皇が日露戦争に際して詠んだものとされているが、安倍総理はこの歌が詠まれた由来をどのように理解し、かつ、この歌が第二次世界大戦以前の日本社会においてどのような意味のものとして論評等されるとともに社会において受け止められてきたと理解しているのか。

- 二 前記一について、明治天皇の御製である「しきしまの 大和心のをゝしさは ことある時ぞ あらはれにける」との歌は日露戦争の戦意高揚のために詠まれたものであるとの見解があるが、こうした見解について安倍総理はどのような認識にあるのか。
- 三 日露戦争は、日本が朝鮮半島や中国大陸の霸権をロシアと争った戦争であるが、その戦争に際して大日本帝国憲法下の天皇が詠んだ歌を施政方針演説に用いて、「激動する国際情勢」などに「立ち向か」い、「共に力を合わせ」ようと国会及び国民に呼び掛けることは、「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」と定めた憲法第九条の理念に反するとともに、「日本国民は、(中略)政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」と定めた憲法前文の平和主義及び国民主権の理念に反する暴挙ではないか。
- 四 前記三について、安倍総理は、日本国憲法の平和主義及び国民主権の理念を根底から否定する施政方針演説を行つたのであり、即刻総理辞職をすべきであると考えるが、安倍内閣の見解を示されたい。

(三の3について)

【「皇族の身分を離れた」の例】

参議院議員熊谷裕人（立憲・国民・新緑風会・社民）提出旧皇族の現状に関する質問に対する答弁書（令和2年1月31日閣議決定）

(答弁)

一から三までについて

お尋ねの「いわゆる伏見宮系の旧皇族の方」及び「令和の時代にふさわしい皇室のあり方」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、昭和二十二年に皇族の身分を離れた方々の子孫の現状について承知していない。

いずれにせよ、安定的な皇位の継承を維持することは、国家の基本に関わる極めて重要な問題であり、男系継承が古来例外なく維持されてきたことの重み等を踏まえながら、慎重かつ丁寧に検討を行う必要がある。

また、女性皇族の婚姻等による皇族数の減少等については、皇族方の御年齢からしても先延ばしすることはできない重要な課題であると認識している。この課題への対応等については、様々な考え方や意見があり、国民のコンセンサスを得るために十分な分析、検討と慎重な手続が必要である。

引き続き、天皇陛下の御即位に伴う行事等が控えているところであり、政府としては、これらがつつがなく行われるよう全力を尽くし、その上で、「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議」（平成二十九年六月一日衆議院議院運営委員会）及び「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議」（平成二十九年六月七日参議院天皇の退位等に関する皇室典範特例法案特別委員会）の趣旨を尊重し、対応してまいりたい。

(質問)

- 一 いわゆる伏見宮系の旧皇族の方には、歴代天皇と男系でつながる男子が数名いると承知しているが、政府の把握しているところを示されたい。
- 二 前記一に関連して、安倍総理は「旧宮家の皇籍復帰等々も含めた様々な議論があることは承知をしております」と発言しているが、政府として、皇籍復帰について、このような旧皇族の方々と接触し、その意向を確かめたことはあるのか。
- 三 安倍総理は、「旧宮家の皇籍復帰等々も含めた様々な議論があることは承知」した上で、このような旧皇族の方々に皇族へ復帰していただく方策を模索し、「国民のコンセンサスを得る」べく努力するのか。それとも、広く国民的議論を踏まえて、令和の時代にふさわしい皇室のあり方を模索するのか。安倍総理の見解如何。

(三の③について)

【「政府において」の例】

参議院議員矢田わか子（立憲・国民・新緑風会・社民）提出放課後児童クラブに関する質問に対する答弁書について（令和2年6月16日閣議決定）

(答弁)

四について

お尋ねの「処遇改善に向けた具体的な施策」については、政府において、平成二十九年度から放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業を実施しているところであり、引き続き、設備運営基準第十一条第一項に規定する放課後児童支援員の処遇改善に努めてまいりたい。

(質問)

四 放課後児童支援員の待遇について、勤続年数や研修実績等に応じて月一万円から三万円の賃金改善に要する費用を補助する「キャリアアップ待遇改善事業」が平成二十九年度から実施されているが、それでも支援員の待遇は依然として他職種に比べて低位の状況にある。一方、政府は人材確保が困難なことを理由に、令和二年四月から職員の資格と配置基準を「参酌化」としたが、子どもが安心して過ごすためには、施設で働く職員が専門性を高め、やりがいを持ち働き続けられる環境整備が欠かせない。まず行うべきことは、職員の資格取得支援と待遇改善を行うことによって人材を確保することと考えるが、政府のさらなる待遇改善に向けた具体的な施策を明らかにされたい。

(三の3について)

【「対象ではない」の例】

衆議院議員奥野総一郎（民主）提出原発事故の指定廃棄物処分場に関する質問に対する答弁書（平成27年5月12日閣議決定）

(答弁)

十二について

お尋ねの「環境影響評価」の意味するところが必ずしも明らかではないが、本件施設は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）の対象ではない。

(質問)

十二 環境影響評価は、どのように行うのか。具体的に示されたい。

(三の3について)

【「〇〇〇」の意味するところが必ずしも明らかではない」の例】

参議院議員浜田聰（みん）提出民間企業の障害者雇用の実態と今後の支援策に関する質問に対する答弁書（令和2年11月24日閣議決定）

(答弁)

三について

御指摘の「地域特性等において就労が困難な障害者」の意味するところが必ずしも明らかではないが、就労が困難な障害者を含む障害者の就労支援については、公共職業安定所において、地域の実情も踏まえ、障害者就業・生活支援センター等関係機関と連携して障害者本人に対する就職から職場定着までの一貫したきめ細かな支援を行っているところである。

(質問)

三 地域特性等において就労が困難な障害者への具体的な支援策はあるか。具体的な支援策が無い場合、検討する考えはあるか。

(四について)

【「述べられているとおりである。」の例】

衆議院議員逢坂誠二（立憲）提出DDHの航空機運用能力向上に係る調査研究に関する質問に対する答弁書について（平成30年6月19日閣議決定）

(答弁)

一から三までについて

お尋ねについては、現時点においても、本年三月二日の参議院予

算委員会における小池晃議員の質疑に対する小野寺防衛大臣の答弁において述べられているとおりである。

(質問)

- 一 平成三十年三月二日、参議院予算委員会で小野寺防衛大臣は、「現状においても、「ひゅうが」及び「いずも」型護衛艦は、その艦上において哨戒ヘリ及び輸送ヘリという複数の機種の同時に運用することを想定」していると述べた上で、「護衛艦において運用する機数及び機種数を増加させ、長期間継続的に運用することを想定した場合に必要となる整備や燃料補給等に必要な艦内及び艦上の装備品や設備について調査」を行っていることを明らかにした。この調査では、「ひゅうが」及び「いずも」型の護衛艦について、変化する安全保障環境や急速な技術革新に対応できるのか、どの程度の拡張性を有しているのか、最新の航空機のうちどのようなものが離発着可能なのかなど、現有艦の最大限の潜在的能力を客観的に把握する」ためのものであるものの「護衛艦「いずも」を今後どのように運用していくか、F35Bを自衛隊が導入するか否か、護衛艦「いずも」にF35Bを搭載させるか否かということについては何ら決まっておりません」と発言した。現時点においても、「いずも」型護衛艦にSTOVL機(短距離離陸・垂直着陸機)であるF35Bを搭載されるか否かは決定されていないという理解でよいか。
- 二 「DDHの航空機運用能力向上に係る調査研究」においては、「ひゅうが」、「いずも」においては、回転翼有人機、これヘリコプターであります、これだけを現在運用しておりますが、運用していない有人の固定翼機や無人の回転翼機、固定翼機といった新しいカテゴリーの機体について調査を行っております。新型機種としては、こういう意味で、このカテゴリーごとに調査をしており、

具体的には、米軍が運用しているものとして、まず固定翼有人機のうち艦艇に離発着できる短距離離陸・垂直着陸機の代表例としてF 35 B、それから回転翼無人機の代表例としてMQ 8 C ファイアースカウト、固定翼無人機の代表例としてR Q 21 A ブラックジャックを調査」したという理解でよいか。

三 二に関連して、「DDHの航空機運用能力向上に係る調査研究」で検証した機体について、「今後の結論を予断せずに様々な基礎的な情報収集をするものであり」「自衛隊がこれらの機体を導入することを前提としているわけではありません」との見解は変わりないか。

令和3年7月21日  
宮 内 庁

皇室経済法の解釈について  
(皇族の身分を離れる際の一時金額による皇族費)

皇室経済法第6条は皇族費について規定しており、第1項において皇族費を支出する場合が3種類あることを定めている。その一つとして、「皇族であつた者としての品位保持の資に充てるために、皇室典範の定めるところによりその身分を離れる際に一時金額として支出する皇族費」がある。

上記の一時金額による皇族費（以下「一時金」という。）は、同条第7項第1号及び第2号に掲げる額を超えない範囲内において、皇室経済会議の議を経て定める金額とするとされているが、皇族の身分を離れる者から、一時金を受け取らない旨の事前の意思表明がある場合は以下のとおり取り扱うこととする。

- ・ 皇室経済法第6条第1項に基づく一時金を支出しない。
- ・ 皇室経済法第6条第7項に基づく皇室経済会議は開催しない。

(参考)

### 1. 政府による皇室経済法第6条第1項に基づく一時金の支出義務について

#### (支出義務を負うことについて)

日本国憲法は皇室制度の存在を前提としており、政府は皇室制度を円滑に運用する責任を負っていると解される。皇室に関する事務を担任するために設置された行政機関として宮内庁が設置されているのは、その一つの表れである。

日本国憲法の下で、皇族は明治憲法下のような形では自らの財産を保有・運用することはできないこととされる一方で、皇族の身の回りの費用は基本的には皇族費によってまかなうこととされており、その支出は皇室の維持に不可欠なものといえる。こうしたことから、政府は、皇室制度の円滑な運用に対する責任の一環として、基本的には皇族費を支出する義務があると解される。

皇族の身分を離れる際に支給される一時金についても、元皇族の方が品位を保持されることは皇室制度の円滑な運用の観点から公益的な意義があると考えられることから支給されていると解するのが相当であり、一時金についても政府は基本的には支出する義務があると考えられる。

もっとも、皇族費については、皇室制度の運用責任を果たすために政府に公益的観点から支出義務が課されるものであり、また、何らかの対価として支出するものともいえないことからすると、皇族が費用の支出を求める権利を有することとはならないものと解される。

#### (支出義務が例外的に免除される場合について)

一般に、政府が一定の目的のために支出することとされる場合において、その目的が達成されないことがあらかじめ明らかであるようなときにまで、その支出義務を負うと解するのには困難である。

かかる観点から、当該一時金は品位保持の資に充てるためのものであることから考えれば、皇族の身分を離れる方が当該一時金を品位保持の資に充てる意思を持っていないことが客観的に明らかな例外的な場合まで政府は支出義務を負うものではないものと解すべきである。

(当該一時金を品位保持の資に充てる意思を持っていないことが客観的に明らかな場合について)

当該一時金を品位保持の資に充てる意思を持っていないことが客観的に明らかであるといえるかどうかは、諸般の事情を総合考慮して判断することになると考へられるが、皇族の身分を離れる方において一時金を受け取らないという意向が事前に明らかにされているという事情があれば、「当該一時金を品位保持の資に充てる意思を持っていないことが客観的に明らか」であるといって差し支えないものと考えられる。

#### (品位保持の資に充てる意思の有無の判断権者について)

宮内庁法第2条第7号で宮内庁は「皇族に関する事務」について所掌しており、皇族の身分を離れる者に対する一時金についても所掌していると解される。したがって、品位保持の資に充てる意思の有無に関する判断は、その行政機関の長である宮内庁長官により行われるものと解される。

(皇室経済会議の開催の要否について)

皇室経済法において一時金の額を定める際に皇室経済会議の議を経ることにしているのは、それぞれの場面で必要な金額についてどの程度の水準が適当かあらかじめ定めることができないことから、支出義務がある場合にその金額を定める必要があるためと解される。

一方、皇室経済会議が一時金の支出義務自体の存否の判断について役割を果たすことは制度上想定されていないと解される。なぜなら、皇室経済法の規定上、皇族費のうち皇室経済会議の議を経ることなく支出することとされているものは存在しており、それらについても品位保持の資に充てる意思の有無を判断することは当然必要であるからである。

したがって、宮内庁長官が一時金の支出義務がないと判断した以上、さらに皇室経済会議の議を経る必要はないものと解される。

(支出義務を負わないことが確定する時期について)

皇族の身分を離れる方が一時金を品位保持の資に充てる意思を有するかどうかに関する宮内庁長官による判断、すなわち、一時金の支出義務の有無の判断は、当該皇族の身分を離れる方が当該意思を有していないことが客観的に明らかであると認める事情が存している限り、いつでもなし得るものと考えられる。もっとも、皇室経済法第6条第1項において、「皇族が…その身分を離れる際に」一時金を支出するとされていることを踏まえると、政府が一時金の支出義務を負わないことが最終的に確定するのは、当該皇族の身分を離れる方がその身分を離れる時であると解され、仮に、当該皇族の身分を離れる方が、その身分を離れる前ににおいて、一時金を受け取らないというそれまでの意向を変えられ、一時金を品位保持の資に充てる意思を有するに至った場合は、政府は、一時金の支出義務を負うこととなり、支出義務を負うとの判断をした後、速やかに皇室経済会議を開催することとなると考えられる。他方、仮に、当該皇族の身分を離れる方が、その身分を離れた後に、一時金を品位保持の資に充てる意思を有するに至った場合については、当該皇族の身分を離れる方がその身分を離れる時に政府が支出義務を負わないことが確定しており、政府が新たに支出義務を負うこととはならないと考えられる。

## 2. 意思表明の政治関与の有無

- ・ 皇族が、政治的な意味を持つ、あるいは政治的な影響を持つような言動をすることを慎むべきことは当然である。
- ・ しかし、皇族の身分を離れる方が一時金の受領に關し何らかの意思を表明することは、当該一時金の受領という、個別的な事柄についての当該皇族自身の個人としての行為ないし対応に関する考え方を述べるものに過ぎず、現行制度そのものの改変を意図するといった政治的見解を持つ、あるいは政治的な影響を持つような発言とはみられない。
- ・ したがって、そうした意思表明は制度のあり方を左右するようなものではなく、国政への関与に該当せず、憲法上の問題を生ずることにはならないと考えられる。

○ 品位保持の資に充てる意思の有無に関する判断について  
(令和3年10月1日宮内庁長官への取材)

(長官) 冒頭、私から発言させていただきます。

まず、御結婚の期日につきましては、先ほど皇嗣職大夫から発表がありましたように、眞子内親王殿下には小室圭氏と10月26日（火）に御結婚なさることになりました。

儀式の関係であります。御結婚に際し、納采の儀、告期の儀及び入第の儀並びに御結婚式を執り行わないこととされたことについては、皇嗣職大夫の会見において説明されたとおりであります。

賢所皇靈殿神殿に謁するの儀及び朝見の儀については、天皇陛下が御主宰になる儀式でありますが、天皇陛下におかれでは、現下の状況を踏まえられ、執り行わないこととされたところであります。

なお、眞子内親王殿下には、天皇陛下の思し召しをいただき、賢所皇靈殿神殿への庭上からの御拝礼や、天皇皇后両陛下への御挨拶をなさる御予定であります。

一時金についてであります。眞子内親王殿下には、御結婚により皇族の御身分を離れられることになりますが、一時金の受け取りを辞退される御意向を示されておられます。宮内庁としましては、眞子内親王殿下の御意向を踏まえ、御結婚に際し、一時金の支出を行わないものといたしました。

なお、皇室経済会議は開催いたしません。宮内庁としては御結婚に向けての諸準備をつつがなく進めていただけるようお支えしてまいる所存です。

以上です。

(記者) まず、賢所皇靈殿神殿に謁するの儀と朝見の儀について、これは陛下の御主宰ですけれども行わないというのは、現下の状況を踏まえてと説明があったのですが、もう少し具体的に教えていただけますか。

(長官) 天皇陛下には、本年の誕生日に際しての記者会見において、眞子内親王殿下の御結婚について、多くの人が納得し喜んでくれる状況になることを願っておられる旨、お述べになられており、国民の間で様々な受け止めがあることなど現下の状況を踏まえられ、御結婚に伴うこれらの儀式については執り行わないこととされたと伺っております。

(記者) 両陛下への御挨拶という御紹介もありましたけれども、これはいつなのか。また、宮中三殿庭上での御拝礼については。

- (長官) まだ日程は決まっておりません。
- (記者) 上皇上皇后両陛下への御挨拶というのは。
- (長官) あると思います。
- (記者) 宮中三殿への御参拝ですかと両陛下への御挨拶というのは、儀式という形ではなくて。
- (長官) そうですね。そういう御理解で。
- (記者) 御挨拶は眞子さまお一方で行かれるのですか。
- (長官) お一方です。
- (記者) 小室さんは御挨拶には。
- (長官) 伺っておりません。
- (記者) 一時金についてですが、支給しないという決定というのは、これは宮内庁長官の判断で決断されたということですか。
- (長官) そうです。支出する責任は宮内庁にありますので、宮内庁の長たる私が支出をしない決定をしたということであります。
- (記者) 皇室経済会議を行わないというのは。これは皇室経済法で、一時金については額を決定するというようなことが書いてあったと思いますけれども、そういう文面を踏まえてということですか。
- (長官) 御指摘のとおりです。まず、皇室経済会議の開催の要否につきましては、宮内庁法第2条第4号におきまして、皇室経済会議に関することについて宮内庁の所掌事務とされておりますので、その組織の長である宮内庁長官がまず開催の要否を判断するという理解であります。この皇室経済会議はあくまで支出すべき一時金の額を決める機関であり、支出の要否そのものを判断するための機関ではないことから、今回は皇室経済会議を開催する必要がないと判断いたしました。
- (記者) そうしますと、まず長官が開催の要否を決めるに当たって、今回開催する必要ないと判断した理由は、眞子内親王殿下の御意向を踏まえてといふ、そういう理解でよろしいですか。
- (長官) そうですね。御意向を踏まえて支出しないという結論がありますので、当然、皇室経済会議を開く必要もないということです。
- (記者) 先ほどの皇嗣職大夫のお話ですと、婚姻届を提出された後にお二方で記者会見をされると。その場合、仕切りは宮内庁と考えられますか。
- (長官) その辺は具体的に聞いていませんが、記者会見に関してはやはりお支えする必要はあるかと思います。
- (記者) 一時金のところで、今まで支給に関しては御対象方の御意向というの問題になってなかったと思いますけれども、今回、御意向を踏まえる理由というのは何なのでしょうか。

(長官) 今までそういう御意思が表明されたことはなかったですから。今回は眞子内親王殿下から辞退をするという御意思が表明されたからです。

(記者) 先ほども少し御説明があったのですけれども、長官が眞子内親王殿下から一時金の辞退について耳にされたのはいつぐらいからで、その後の経過についてお話をいただけますか。

(長官) お答えは差し控えさせていただきます。皇室の皆様方といつ、どういうお話をしたかということについては、基本的にはお話しするべきことではないと私は考えておりますので、お答えは差し控えさせていただきたい。

(記者) 真子さまが「複雑性PTSD」という状態にあるということなんですかけれども、それに対する長官としての受け止めをお願いします。

(長官) 今回、専門医の診断によりまして、「複雑性PTSD」と診断される状態になっておられるということをお聞きした時は、大変、精神的な御負担が大きかったのであろうと感じました。また、そうした状況に眞子内親王殿下が置かれているということを伺って、お支えする宮内庁長官としては申し訳ない気持ちであります。

(記者) 長官がそれをお聞きになったのは、いつ頃ですか。

(長官) お答えは差し控えますが、診断が下された後、お聞きしました。

(記者) 今回の御結婚そのものに対して、改めて長官のお気持ちであつたり受け止めをお聞かせ願えますでしょうか。

(長官) 私の受け止めであります。眞子内親王殿下には様々な公的御活動に心を込めて取り組まれると共に、秋篠宮皇嗣同妃両殿下の御活動を真摯にお支えになるなど、これまで内親王として誠心誠意お務めを果たしてこられたものと存じます。眞子内親王殿下の新しい門出に当たり、今後の御多幸と御健康を心よりお祈り申し上げます。

(記者) 御結婚に関して天皇陛下の受け止めやお気持ちを伺ったりしていま  
すでしょうか。

(長官) まず、天皇皇后両陛下には、眞子内親王殿下がこれまで皇室の一員として様々な公的御活動に真摯に取り組んでこられたことに対して、心からのお忙いお気持ちをお持ちでいらっしゃいます。また、今後、幸せな人生を歩んでいかれることを願っておいでです。

(記者) 今、御結婚についての長官の受け止めをお伺いしたんですけれども、儀式を行わないですかとか一時金を辞退されるという異例の形かと思いますけれども、その点については長官として何かございますでしょうか。

- (長官) まず、儀式を行われないということは天皇陛下の御判断でありますし、一時金につきましては先ほど申し上げたとおり、眞子内親王殿下の御意思を踏まえまして宮内庁として決定をしたということであります。
- (記者) 通常、御結婚の時には長官の談話というのが出ているんですけれども、今のが談話みたいになってしまっているのですが、当日というのはまた長官が何らかのコメントというのをお出しするのでしょうか。
- (長官) 今のところはありません。この受け止めは当日であっても変わりませんから。
- (記者) ということは、これが長官談話ということになるのか。
- (長官) そういう扱いをしていただいて結構です。
- (記者) 長官はこれまでの会見で、小室家側に納得のいく説明というのを願われたということがあったかと思いますが、今回、残念ながら国民が納得できないという形で、儀式を行わないという結果になってしまったという。
- (長官) 納得できないとは言っていないですよね。様々な受け止め方があるという。というのは祝福される方々もいるというふうには聞いておりますから。すみません、途中で。
- (記者) 説明責任というか、小室家側のトラブルに対する説明というのは求められていますけれども、今回、それが国民の方々に納得できるような形になったというふうには。長官はどうお考えですか。
- (長官) 小室家のいわゆる金銭トラブルと言われている事柄につきましては、私は昨年12月の会見におきまして、小室さん側が説明をしていただくことが重要だと申し上げて、その後、今年4月に小室さんのお母さんと元婚約者の方との間のいわゆる金銭トラブルと言われている事柄についての文章が公表された、その文章に記載されている金銭トラブルと言われている事柄に関する事実関係、あるいは小室さん側と元婚約者との間の話し合いの経緯について、私は理解できたと申し上げたところであります。現時点でそれ以上、申し上げることはございません。
- (記者) 訹謗中傷と言われていることによって「複雑性PTSD」と診断されたということを聞いてですね、日本人の誰もが思い出すのは1993年の皇后バッシング、あれと全く同じことですよね。当時も訓謗中傷という上皇后さまが責められるという一連の報道があって、倒れられて声を失われる事態がありましたよね。当時言われたのはですね、ここまでになる前に宮内庁としてもうちょっと早くやりようがあつ

たのに、初動が遅れたのではないかというそういう批判があったんですね。今回も同じような批判が出るかも知れない。宮内庁はどうするのか、これから。小室さんの私的な問題なのでなかなか動けないという事情があったかも知れないけれども、眞子さまがそういうふうな症状を示されているという時点で、もう少し、初動というか早めにできたのではないかという批判も出てくるかも知れませんが、そこはどうお考えですか。

(長官) 2年前の私の会見での御指摘は今も覚えておりまして、やはり誤った報道には的確に反応すべきではないかというお話があったというのは今も覚えております。ただ、一般論として申し上げますと、今回そもそも誹謗中傷というのは具体的に何かということは、私は伺っておりませんので、皆様方の報道が原因だということではないと私は認識をしております。その前提で、一般論として申し上げますと、報道の中には事実と異なる記事や誤った事実を前提にして書かれた記事も多々見られるところではあります、そうしたことから、その事実と異なる、それが事実として受け止められて、広く社会一般に誤った認識を与えることになってしまふ。それはやはり宮内庁として正確な事実関係を指摘して、今までしてきましたし、ホームページ上でいろいろな見解を表明してきたところです。ただ、難しいのは報道が非常に数多くありますので、その中で事実に反するものがあっても、一つ一つに対応することは極めて困難であります。一つの記事等を事実ではないと否定すれば、残りは事実であると認めているというような観点もございます。こうしたこともあります、なかなか難しい面もあるのですが、ただ、今回、眞子内親王殿下がこういう状況に置かれてしまったということについては、私自身、忸怩たる思いはあります。

(記者) これは宮内庁に直結する問題じゃないかも知れませんが、過去、問題があったですねSNSの誹謗中傷のね、これも被害者が場合によっては命を絶つことがあります、今回、精神的にダメージを受けるまで何も発信できない状況が事態を悪化させている訳ですね。だから今、世間的にはもっと早く声を上げていこうという流れになっている訳ですね。だからギリギリまで誹謗中傷と感じられるものを受けた人ですね、健康を害するまで動けないというのは問題ではないかという流れになっているんですね。だから今回の事態がどういう影響を与えるかどうか分からんんですけども、ほかにやりようがあったのではないかと思います。どうしてほしいということでもないんですけども。

- (長官) インターネット上の書き込みによる誹謗中傷が現在、社会的な問題になっているのは事実だと思います。今後、関係機関による取り組みが更に進み、社会全体の対応が進んでいくということを私自身は期待したいと思います。
- (記者) 「複雑性PTSD」という症状が出ないようにするのが改善の前提だという、先ほどそういう説明がありましたけれども、その状況を改善するために公表するということはお考えにはならなかつたのですか。
- (長官) 何を公表するんですか。
- (記者) つまり、眞子さまがそういう状況にあるということを、速やかにではなくてある時点での「複雑性PTSD」になっているという状況を公表するというお考えにはならなかつたか。
- (長官) 今回、公表したじゃないですか。
- (記者) いや、そのタイミング以前に、という意味ですが。
- (長官) そういうことですか。それはいろいろな検討の結果、今日、公表するのが一番良いのではないかという判断だったということで御理解いただければと思います。
- (記者) 長官が「複雑性PTSD」であることをお知りになったのはいつ頃ですか。
- (長官) お答えは差し控えたいと思います。秋山先生の方からもそういう話はなかつたと認識しております。
- (記者) 結婚の期日を含めて、今日、10月1日に公表、発表したというのは、何か理由があるのですか。
- (長官) 時期については皇嗣職大夫が説明したと思いますけど、その説明のとおりであります。

文書番号 記号	第 号	受付 年月日	編集名	保存年限	年
(文書処理上の記事)			起案	令和3年9月29日	処理
			決扱	令和3年9月29日	校訂
			施行	令和 年 月 日	発送
<p>長官 皇嗣職大夫</p> <p>次長 審議官</p> <p>秘書課長</p> <p>皇室經濟主管</p>					
<p>眞子内親王殿下が皇族の身分を離れられる際の皇族費について（伺い）</p> <p>婚姻に伴い眞子内親王殿下が皇族の身分を離れられるに際し、御本人の御意向を踏まえ、皇室經濟法第6条第1項に定める一時金の支出を行わないこととしてよいか、伺います。</p>					

※ 黒塗りか所は眞子内親王殿下の署名がある。

宮内庁長官 殿

( 私は、小室圭氏との婚姻により皇族の身分を離れるに際し、皇室経済法第6条  
第1項に定める一時金の受給を辞退いたします。

令和 3 年 1月 28 日



令和3年10月28日、宮内庁長官記者会見（抜粋）

（記者）異例の結婚になりましたけれども、その辺についても。

（長官）繰り返しになりますが、眞子さまには様々な公的御活動に心を込めて取り組まれると共に、秋篠宮親王同妃両殿下の御活動を真摯にお支えになるなど、これまで内親王として誠心誠意、お務めを果たしてこられたものと存じます。二度の御結婚に当たり、お二人の御健康と末永いお幸せをお祈りいたします。

○ 日本国憲法（昭和二十一年憲法）（抄）

第一条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第三条 天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

第四条 天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。

② 天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。

第六条 天皇は、国会の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

② 天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

第七条 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

- 一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。
- 二 国会を召集すること。
- 三 衆議院を解散すること。
- 四 国會議員の総選挙の施行を公示すること。
- 五 国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。
- 六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。
- 七 栄典を授与すること。
- 八 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。
- 九 外国の大使及び公使を接受すること。
- 十 儀式を行うこと。

○ 皇室典範（昭和二十二年法律第三号）（抄）

第十二条 皇族女子は、天皇及び皇族以外の者と婚姻したときは、皇族の身分を離れる。

○ 皇室経済法（昭和二十二年法律第四号）（抄）

第三条 予算に計上する皇室の費用は、これを内廷費、宮廷費及び皇族費とする。

第六条 皇族費は、皇族としての品位保持の資に充てるために、年額により毎年支出するもの及び皇族が初めて独立の生計を営む際に一時金額により支出するもの並びに皇族であつた者としての品位保持の資に充てるために、皇族が皇室典範の定めるところによりその身分を離れる際に一時金額により支出するものとする。その年額又は一時金額は、別に法律で定める定額に基いて、これを算出する。

② 前項の場合において、皇族が初めて独立の生計を営むことの認定は、皇室経済会議の議を経ることを要する。

③ 年額による皇族費は、左の各号並びに第四項及び第五項の規定により算出する額とし、第四条第一項に規定する皇族以外の各皇族に対し、毎年これを支出するものとする。

一 独立の生計を営む親王に対しては、定額相当額の金額とする。

二 前号の親王の妃に対しては、定額の二分の一に相当する額の金額とする。但し、その夫を失つて独立の生計を営む親王妃に対しては、定額相当額の金額とする。この場合において、独立の生計を営むことの認定は、皇室経済会議の議を経ることを要する。

三 独立の生計を営む内親王に対しては、定額の二分の一に相当する額の金額とする。

四 独立の生計を営まない親王、その妃及び内親王に対しては、定額の十分の一に相当する額の金額とする。ただし、成年に達した者に対しては、定額の十分の三に相当する額の金額とする。

五 王、王妃及び女王に対しては、それぞれ前各号の親王、親王妃及び内親王に準じて算出した額の十分の七に相当する額の金額とする。

④ 摄政たる皇族に対しては、その在任中は、定額の三倍に相当する額の金額とする。

⑤ 同一人が二以上の身分を有するときは、その年額中の多額のものによる。

⑥ 皇族が初めて独立の生計を営む際に支出する一時金額による皇族費は、独立の生計を営む皇族について算出する年額の二倍に相当する額の金額とする。

⑦ 皇族がその身分を離れる際に支出する一時金額による皇族費は、左の各号に掲げる額を超えない範囲内において、皇室経済会議の議を経て定める金額とする。

- 一 皇室典範第十二条、第十三条及び第十四条の規定により皇族の身分を離れる者については、独立の生計を営む皇族について算出する年額の十倍に相当する額
- 二 皇室典範第十三条の規定により皇族の身分を離れる者については、第三項及び第五項の規定により算出する年額の十倍に相当する額。この場合において、成年に達した皇族は、独立の生計を営む皇族とみなす。
- ⑧ 第四条第二項の規定は、皇族費として支出されたものに、これを準用する。
- ⑨ 第四条第三項及び第四項の規定は、第一項の定額に、これを準用する。

第八条 皇室経済会議は、議員八人でこれを組織する。

- ② 議員は、衆議院及び参議院の議長及び副議長、内閣総理大臣、財務大臣、宮内庁の長並びに会計検査院の長をもつて、これに充てる。

○ 宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）（抄）

第一条 内閣府に、内閣総理大臣の管理に属する機関として、宮内庁を置く。

二 宮内庁は、皇室関係の国家事務及び政令で定める天皇の国事に関する行為に係る事務をつかさどり、御璽国璽を保管する。

第二条 宮内庁の所掌事務は、次のとおりとする。

一～三 （略）

四 皇室会議及び皇室経済会議に関すること。

五・六 （略）

七 皇族に関すること。

八～二十 （略）

○ 宮内庁組織令（昭和二十七年政令第三百七十七号）（抄）

第三条 （略）

③ 宮務主管は、命を受けて第十二条から第十三条までに掲げる事務のうち皇族（内廷にある皇族を除く。以下この項において同じ。）に係るものと總括し、及び皇族の侍側奉仕のことのうち特に命ぜられたものをつかさどる。

附則

第五条 （略）

② 皇嗣職宮務官は、命を受けて、皇嗣及び皇嗣妃の侍側奉仕のことを分掌する。

○ 民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）

（贈与）

第五百四十九条 贈与は、当事者の一方がある財産を無償で相手方に与える意思を表示し、相手方が受諾をすることによって、その効力を生ずる。

（書面によらない贈与の解除）

第五百五十条 書面によらない贈与は、各当事者が解除をすることができる。ただし、履行の終わった部分については、この限りでない。

（贈与者の引渡義務等）

第五百五十二条 贈与者は、贈与の目的である物又は権利を、贈与の目的として特定した時の状態で引き渡し、又は移転することを約したものと推定する。

2 負担付贈与については、贈与者は、その負担の限度において、売主と同じく担保の責任を負う。

（定期贈与）

第五百五十二条 定期の給付を目的とする贈与は、贈与者又は受贈者の死亡によって、その効力を失う。

（負担付贈与）

第五百五十三条 負担付贈与については、この節に定めるもののほか、その性質に反しない限り、双務契約に関する規定を準用する。

（死因贈与）

第五百五十四条 贈与者の死亡によって効力を生ずる贈与については、その性質に反しない限り、遺贈に関する規定を準用する。

烟

参事官  
加藤事務官

閣議予定日  
3.11.19  
第一部  
第一部长 読  
一

参第 6 号

書

一の1、3及び5について

皇族費（皇室經濟法（昭和二十二年法律第四号）第三条の皇族費をいう。以下同じ。）は、同法第六条第一項において、皇族及び皇族であつた者としての品位保持の資に充てるために支出するものとされており、政府の皇室制度の円滑な運用に対する責任の一環として、公益的觀点から支出するものである。

したがつて、政府は、基本的には皇族費を支出する義務があると考えられるものの、一般に、政府が一定の目的のために支出することとされる場合において、その目的が達成されないことがあらかじめ明らかであるようなとき今まで、その支出義務を負うと解するのは困難であることから、皇族がその身分を離れる際に支出する皇族費（以下「一時金」という。）について、当該皇族が一時金を品位保持の資に充てる意思を持つていないうことが客観的に明らかな例外的な場合まで支出義務を負うものではないものと考えられる。

また、宮内庁は、宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第二条第七号に基づき「皇族に関すること」

を所掌しており、一時金の支出についても所掌していると解されるとから、一時金の支出義務の存否の判断は、その長である宮内庁長官により行われるものと考えられ、皇室経済会議が一時金の支出義務の存否の判断について役割を果たすことは制度上想定されていないと解される。

#### 一の2について

皇族の身分を離れる者が一時金の受領に關し何らかの意思を表明することは、國事行為ではないため、内閣の助言と承認を必要とするものではなく、また、当該一時金の受領という、個別的な事柄についての当該皇族自身の個人としての行為又は対応に關する考えを述べるものに過ぎず、現行制度そのものの改変を意図するといった政治的見解を持つ、又は政治的な影響を持つような発言とはみられない。

したがつて、皇族の身分を離れる者が一時金を受け取らないという意思を表明することや、政府がその意思の表明を踏まえて一時金の支出義務について判断することは、憲法第四条第一項に抵触するものではない。

#### 一の4及び6について

今般の眞子内親王殿下（当時）に対して一時金を支出しないとする判断は、国会の定めた法律に従つて

適切に行われたものであり、別途国会への報告が必要とは考えていない。

## 二の 1について

我が国の民事裁判権は、我が国内にいる全ての人に及ぶのが原則であり、皇族に民事裁判権が及ぶことを否定する明文の規定及び最高裁判所の判例はないと承知している。

## 二の 2から4までについて

皇族が一般に自ら民事訴訟及び行政訴訟を提起することができるか否かについては、皇族であること的理由としてこれを否定する明文の規定はないと承知している。

## 三の 1について

お尋ねの「誤った情報が事実であるかのような印象を与えるかねない質問」は、政府に対するものではないことから、政府として見解を申し上げる立場はない。

## 三の 2について

お尋ねについては、個人のプライバシーに関わる事柄であり、政府として見解を申し上げることは差し控える。

### 三の3について

基本的に、皇族の身分を離れた者は、政府において皇室関係の国家事務をつかさどる宮内庁が侍側奉仕（宮内庁組織令（昭和二十七年政令第三百七十七号）第三条第三項の侍側奉仕をいう。）をする対象ではないが、お尋ねの「治療を支援する等の考え方」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。

### 四について

お尋ねについては、令和三年十月二十八日の記者会見において、宮内庁長官が「この度の御結婚に当たり、お二人の御健康と末永いお幸せをお祈りいたします」と述べているとおりである。

本質問主意書の処理

参 6 浜田 聰 議員

18:15 - 19:15

答弁  
11月12日(金)  
1月12日(火)  
1月19日(金)

正式転送  
内閣官房内閣総務官室へ  
閣議資料等を提出  
閣議に付議  
(閣議決定後国会へ提出)

確定版

※正式転送があるまでは提出者等との接触厳禁！(政府部内限り)

質問第六号

皇室經濟法第六条に規定されている一時金不支給に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和三年十一月十日

(一九二)

法

浜田聰

参議院議長 山東昭子 殿

皇室経済法第六条に規定されている一時金不支給に関する質問主意書

眞子内親王殿下であられた小室眞子さん（以下「眞子さん」という。）と小室圭氏の御結婚を中心にお慶び申し上げる。御結婚に際し執られた憲政史上初の手続の論拠を政府答弁書として遺し、後世に生じ得る天皇及び皇族に関する国民的議論に資する」とを目的として、以下質問する。

- 1 皇族費（皇室経済法（昭和二十二年法律第四号。以下「法」という。）第三条の皇族費をいう。以下同じ。）及び一時金（法第六条第一項に規定する、皇族であつた者としての品位保持の資に充てるために、皇族が皇室典範の定めるところによりその身分を離れる際に一時金額により支出する皇族費をいう。以下同じ。）について

1 通常、補助金の支給は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）による補助金の支給が行政処分とされていることを除いて、贈与契約（あるいは、負担付贈与契約）とされるといい、皇族費を支給する行為は、贈与契約か。それとも、憲法第四条第一項にかんがみ、皇族の御意思とは無関係に支給すべきことから、政府の一方的意志表示のみによつて効力を發揮する、行政処分か。

一一一六  
一一一三  
四

2 皇族は、一時金を辞退なさい」とはやめるのか。また、辞退をさせた場合、その辞退は内閣の助言と承認を必要とするか。また、辞退する御意思を示したとして、その御意思を政府が尊重することとは、憲法第四条第一項に抵触しないか。政府の見解如何。

3 政府は、一時金を支給しないことができるか。できる場合は、法令による明文規定を示されたい。また、できる場合、皇室經濟會議（法第八条の皇室經濟會議をいう。以下同じ。）の開催及び議決を要するものが。

4 皇室經濟と国会に関する問題については、昭和二十一年十一月十一日の衆議院本会議において「皇室の財産に関するいたしまる重要な問題につきましては、国会に何らかの連係をとる」とは、もとより必要なことと思つてありますし、事の大小様々ありますために、原則的には「これを否定する」ことができないのであります。報告を必要としまする事項は、政府より国会に対してもこれを報告いたすこととしたいと考へております。」と答弁されてくるといふ、政府は、一時金を支給しない場合、その旨を国会に報告する必要性をじう考へているのが。政府の見解如何。

5 一時金を支給しないことに対する責任は、内閣が負うのか。それとも、皇室經濟會議が負うのか。

6 上皇陛下が「退位なさる際は、憲法第一条にかんがみ、国民の総意の代表たる国会がその役目を全うすべく 広く議論を行つたうえで、各党・各会派の共通認識として、「天皇の退位等についての立法府の対応」に関する衆参正副議長による議論のとりまとめ」を内閣に送付したといふのである。ところが、今般の眞子さんに対する一時金を不支給とする決定に関しては、国会が意見を述べ機会が何ら与えられず、国民の総意の代表たる国会は無視されたままであった。」の国会軽視について、憲法第一条の観点から、政府の見解如何。

### 1 皇族の訴権について

1 平成元年十一月二十日最高裁第一小法廷判決によると、天皇には民事裁判権が及ばないとされてい  
るが、皇族には民事裁判権が及ぶのか。

2 刑法第二百三十一條は「告訴をすることができる者が天皇、皇后、太皇太后、皇太后又は皇嗣であるときは内閣総理大臣が・・・代わつて告訴を行う。」とあるが、皇族が民事訴訟及び行政訴訟を提起する場合は、内閣総理大臣が代わつて行うのか。政府の見解如何。

3 前記1の2に関して、内閣総理大臣が代わつて行う場合であつても、法定された皇族費の不支給決定を

行つた当事者たる内閣総理大臣自身が、皇族に代わつて皇族費の不支給決定に対する抗告訴訟を行つたことが適切でないことは明らかである。皇族に代わつて皇族費の不支給決定に対する抗告訴訟を行うことができる者は、誰か。政府の見解如何。

4 前記1の3において内閣以外に誰もない場合、時の政府は、法改正によることなく、皇族費をまったく支給せず、しかも、皇族はそれに対する不服を訴える手段が存在しないことになるが、政府の見解如何。

### 三 令和二年十月二十六日に行われた眞子さんと小室圭氏の御結婚に関する記者会見について

1 「誤つた情報が事実であるかのような印象を与えるかねない質問」がされたことに対し、政府の見解如何。

2 眞子さんが複雑性心的外傷後ストレス障害を患つたことに對し、政府の見解如何。

3 政府として、眞子さんの複雑性心的外傷後ストレス障害の治療を支援する等の考えはあるのか。

四 眞子さんと小室圭氏の御結婚に対し、政府の見解如何。

右質問する。

質問主意書参6・浜田聰君 参考資料 目次

- 国会答弁  
    第91回帝国議会・衆議院・本会議（抜粋） ······ 1
- 第198国会・参議院・財政金融委員会（抜粋）
- 質問主意書に対する答弁書（用例） ······ 3
- 皇室経済法の解釈について  
    （令和3年7月21日法制局長官了） ······ 17
- 品位保持の資に充てる意思の有無に関する  
    判断について（令和3年10月1日宮内庁  
    長官への取材ほか） ······ 21
- 宮内庁長官記者会見（令和3年10月28日） ··· 29
- 参照条文 ······ 30

(一の4について)

第91回帝国議会 衆議院 本会議 第9号 昭和21年12月12日

○森三樹二君

第二點といたしまして、この皇室經濟法を通觀いたしますと、國有財産に歸屬した残りの皇室の私有財産に關しましては、皇室經濟會議の議を經ることになつておるのでありますが、皇室經濟會議の議を經ましたことは國會に報告することに規定せられておる面もございます。すなわち本法の第一條末項には、國會に報告することを規定し、また第四條の末項にも、國會に報告することを規定してあるのであります。これは國會が國民の代表機關であるという當然の規定であると私は思うのでありますが、しかしながらこの草案の内容を検討いたしますと、未だもつて國會に報告すべき點が多々あるように私は考えるのであります。たとえて申せば、本法案の第二項には、皇室財產から國有財產になつたその中から、さらに皇室の用に供する所の公用財產を決定し、またこれを廢止し、變更することにつきまして、皇室經濟會議の議決を經ることになつておるのでありますが、これらにつきましては、私は一層國會に報告する所の必要があるということを痛感してやまないものであります。第一條の四項の規定に對しましては、國會に報告することを規定しておるのであります、それならばなおさら第一條第二項の公用財產の決定に對しましても、皇室經濟會議の議を經ましたことは、國會に報告することが當然であると私は考えるのであります。すなわち私は原則といたしましては、皇室經濟會議の議を經ましたる所の事項は、國會に報告することが必要であると考えるものであります。政府は、皇室經濟會議の議を經たることを一々國會に報告するということは事務の煩雜が生ずるために、かかる規定をしなかつたのだというようなお考えもあるかも知れませんが、私は民主化された明朗なる皇室の經濟に關しましては、すべからく國民の代表機關であります所の國會には、でき得る限りこれを報告することが必要であると考えるものでありまするが故に、私は皇室經濟會議を經ました所の事項は、國會に報告することを必要とする所の條文を規定しなければならないと、かよう考えるのでありまするが、これに對し、吉田首相並びに金森國務大臣はいかなる御所見があるのでござりますか、お伺いいたしたいのであります。

○國務大臣（金森徳次郎君）

それから第二に、皇室經濟會議がその議に付します多くの事項について、國會に報告する途を廣く定むべきものではないかという御意見でありました。それ

は確かに左様な面もあると思ひますが、この法律自身は、皇室經濟會議が絶對的に政府に報告しなければならぬという範圍を規定したのであります。それ以外の面におきましても、皇室の財産に關係いたしまする重要な問題につきましては、國會に何らかの連繫をとることは、もとより必要なることと思うのであります、事の大小様々ありまするために、原則的にはこれを否定することができないでありますするが、報告を必要としまする事項は、政府より國會に對してこれを報告いたすことにしたいと考えております。

(三の3について)

・第198回国会 参議院 財政金融委員会（令和元年5月16日）

○政府参考人（小山永樹君） お答え申し上げます。

昭和二十二年十月十四日に皇室典範の規定に基づきまして皇室離脱した方々、十一宮家五十一方ありますて、うち男性皇族二十六方と承知をしております。

一方、その子孫の方々につきましては具体的には承知しておりませんで、その後のフォローにつきましては、個人のプライバシーに関わることでもありますて、また、旧皇族は皇籍離脱後は宮内庁としてお世話を申し上げる対象ではございませんことから、極めて慎重な対応が必要であるというふうに考えております。

## 質問主意書に対する用例

(一の1、3及び5について)

【「と解するのは困難」の例】

衆議院議員長妻昭（民主）提出国家公務員の贈与等に関する質問に対する答弁書（平成15年6月24日閣議決定）

（答弁）

十一及び十二について

贈与等報告書については、倫理法第九条第二項の規定に基づき何人も閲覧を請求することができることとされているが、一般に「閲覧」の中に「写しの交付」が含まれると解るのは困難であること、他の法令上、謄写等が認められる場合にはその旨が明記されること等にかんがみると、同項の規定は贈与等報告書の写しの交付（以下「写しの交付」という。）を権利として保障しているものではないと考えている。

各府省等においては、このような考え方の下、その判断により写しの交付を行っている一部の府省等を除き、倫理法第九条第二項の規定による閲覧の際に、写しの交付を行っていないところである。

（質問）

十一 閲覧は、省庁によってはコピー禁止と聞くが、コピーを禁止している省庁名と禁止の理由をお示し願いたい。

十二 十一に関して改善の予定はあるか。コピー禁止の省庁ごとに  
お示し願いたい。

(一の 1、3 及び 5 について)

【「客観的に明らか」の例】

参議院議員吉川沙織（立憲・国民・新緑風会・社民）提出幼児教育・保育の無償化に係る内閣府令の誤りに関する質問に対する答弁書  
(令和元年 10 月 15 日閣議決定)

(答弁)

九及び十について

今般の両府令の誤りについては、実質的な法規範の内容と法文の表記との間に形式的な齟齬そごが生じていることが客観的に明らかであり、当該齟齬が生じたままでは実質的な法規範の内容が正確に表現されていないため、官報正誤により訂正したものである。各地方公共団体においては、その取扱いについて適切に判断されるものと考えている。

(質問)

九 両内閣府令の誤りのある条文を引用する条例を制定した地方自治体が存在する場合、幼児教育・保育の無償化を実施するためには、当該地方自治体は、両内閣府令の正誤措置の内容を反映する形で当該条例を改正する必要があるのか、政府の見解を明らかにされたい。改正の要否が当該引用の態様等により異なる場合には、どのような場合には改正が必要となるのか、具体的に説明されたい。

十 前記九において、当該条例を改正する必要がある場合、いつまでにこれを行う必要があるのか明らかにされたい。また、改正が行われるまでの間における当該条例の効力及び当該条例を根拠として実施した幼児教育・保育の無償化の効力は、それぞれどのように評価されるのか、政府の見解を示されたい。

(一の4及び6について)

【「〇〇（当時）」の例】

参議院議員小西洋之（立憲）提出菅政権の存立危機事態等への認識に関する質問に対する答弁書（平成2年10月2日閣議決定）

（答弁）

四について

我が国及びアメリカ合衆国は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（昭和三十五年条約第六号）第五条に基づき、我が国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が発生した場合に、自国の憲法上の規定及び手続に従って、共通の危険に対処するよう行動することとなる。その上で、日米両国は、平成二十九年二月十日（米国東部時間）に安倍内閣総理大臣（当時）及びトランプ米国大統領が発出した共同声明において、「核及び通常戦力の双方によるあらゆる種類の米国の軍事力をを使った日本の防衛に対する米国のコミットメントは揺るぎない」ことを確認した。

（質問）

四 日米安全保障条約第五条に基づいて締約国が共通の危険に対処するよう行動することの中には、米国が核兵器を使用することも含まれるのか。

（三の1について）

【「政府として見解を〇〇〇立場にはない」の例】

参議院議員嘉田由紀子（碧水）提出離婚後の親権のあり方に関する質問に対する答弁書について（令和元年12月17日閣議決定）

(答弁)

三について

最高裁判所事務総局家庭局長の御指摘の答弁における具体的な文言が意味するところ等については、政府として見解を述べる立場はない。

(質問)

三 昭和四十年十二月八日の「子の監護に関する審判事件の審判に対する即時抗告事件」の東京高等裁判所の決定では、親権を失った母親が子どもとの面会交流を求めたのに対し、東京高等裁判所は「母親が子に面会交流することは、子の利益にならないものと考えこれを許可しないのが相当」とし、その申立てを却下しています。本年十一月二十一日の参議院法務委員会で、最高裁判所家庭局長は、「広く子の福祉が問題となる調停事件の当事者に対して、子の利益を考慮しながら、子を中心とした解決に向けて話し合いを進めること」とし、紛争解決を促す答弁をしています。最高裁判所家庭局長のいう「子の福祉」、「子の利益」と、前記東京高等裁判所の決定における「子の利益」とは、同じ意味で用いられているのでしょうか。両者の関係をどう整理するのか、政府の理解するところを示してください。

(三の1について)

【「見解を申し上げる立場はない」の例】

衆議院議員照屋寛徳（社民）提出在沖米海兵隊とアメリカの海外基地見直しに関する質問に対する答弁書について（平成16年2月13日閣議決定）

(答弁)

二について

今般のイラク情勢に関するものを含め、アメリカ合衆国(以下「米国」という。)軍隊の個々の運用について見解を申し上げる立場にはない。

(質問)

二 政府は、ロバート・ブラックマン中将が発表した前記在沖米海兵隊約三千人のイラク派遣をどのように受け止めておるのかお示し願いたい。

(三の2について)

【「個人のプライバシーに関わる事柄」の例】

衆議院議員柚木道義(立国社)提出黒川前東京高検検事長の処分に関する質問に対する答弁書について(令和2年6月5日閣議決定)

(答弁)

四について

お尋ねの「黒川氏の「退職金」の総額」及び「支給額はいくらで、いつ支給されたのか」については、個人のプライバシーに関わる事柄であり、お答えすることは差し控えたい。

一般論として、国家公務員が退職した場合に支給する退職手当については、国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)の規定に基づき算出された額について、原則として、職員が退職した日から起算して一月以内に支払われることとされている。

また、御指摘の「再調査を行う場合」に係る仮定の質問に対するお答えは差し控えたい。

(質問)

#### 四 黒川氏の退職金

黒川氏の「退職金」の総額はいくらか。また、退職金は一般的に退職後何日後に支給されるのか。

黒川氏の退職金は既に支給済みであれば、支給額はいくらで、いつ支給されたのか。また退職金支給額の算出方法は何に基づくものか。

再調査を行う場合、退職金の支給は、再調査結果が出て、再処分が決定するまでの間は凍結するべきだが、各々について政府の見解を示されたい。

(三の2について)

#### 【「政府として見解を〇〇〇ことは差し控える」の例】

参議院議員小西洋之（立憲）提出日露戦争に関する明治天皇の御製を引用した安倍総理の施政方針演説が憲法に反することに関する質問に対する答弁書について（平成31年2月8日閣議決定）

(答弁)

一から四までについて

御指摘の御製の由来やそれに対する論評、見解等に係るお尋ねについては、政府として見解を述べることは差し控える。その上で、御指摘の安倍内閣総理大臣の施政方針演説においては、明治以降、日本人は 縱度となく大きな困難に直面するも、そのたびに、大きな底力を発揮し、人々が助け合い、力を合わせることで乗り越えてきたことを受けて、急速に進む少子高齢化、激動する国際情勢に、今を生きる私たちも また、立ち向かわなければならないとの文脈で引用したものであり、「憲法第九条の理念に反する」、「憲法前文の平和主義及び国民主権の理念に反する暴挙」、「日本国

憲法の平和主義及び国民主権の理念 を根底から否定する施政方針演説を行った」等の御指摘は当たらない。

(質問)

- 一 安倍総理は、平成三十一年一月二十八日の参議院本会議における内閣総理大臣施政方針演説において、明治天皇の御製である「しきしまの 大和心のをゝしさは ことある時ぞ あらはれにける」との歌を引用している。この歌は、明治天皇が日露戦争に際して詠んだものとされているが、安倍総理はこの歌が詠まれた由来をどのように理解し、かつ、この歌が第二次世界大戦以前の日本社会においてどのような意味のものとして論評等されるとともに社会において受け止められてきたと理解しているのか。
- 二 前記一について、明治天皇の御製である「しきしまの 大和心のをゝしさは ことある時ぞ あらはれにける」との歌は日露戦争の戦意高揚のために詠まれたものであるとの見解があるが、こうした見解について安倍総理はどのような認識にあるのか。
- 三 日露戦争は、日本が朝鮮半島や中国大陆の霸権をロシアと争った戦争であるが、その戦争に際して大日本帝国憲法下の天皇が詠んだ歌を施政方針演説に用いて、「激動する国際情勢」などに「立ち向か」い、「共に力を合わせ」ようと国会及び国民に呼び掛けることは、「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」と定めた憲法第九条の理念に反するとともに、「日本国民は、(中略)政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」と定めた憲法前文の平和主義及び国民主権の理念に反する暴挙ではないか。
- 四 前記三について、安倍総理は、日本国憲法の平和主義及び国民主

権の理念を根底から否定する施政方針演説を行ったのであり、即刻総理辞職をすべきであると考えるが、安倍内閣の見解を示されたい。

(三の3について)

【「基本的に」の例】

参議院議員小西洋之（立憲・国民・新緑風会・社民）提出安倍総理の防衛大学校の卒業式での訓示に関する質問に対する答弁書（令和2年6月30日閣議決定）

（答弁）

二について

今般の自衛隊による情報収集活動については、我が国と中東地域の関係国との間の良好な二国間関係や、我が国の活動に対する理解を促進するための外交努力等を踏まえれば、特定の国家が、日本関係船舶であることを認識し、これらの船舶に対して武器等を使用した不法な侵害行為を行うことは基本的にないと考えており、このことを前提にすれば、当該自衛隊による情報収集活動が、憲法第九条との関係で問題を生ずるものではないと考えている。

また、一般論として、政府としては、従前から、自衛隊がその任務を遂行するために行う情報収集活動によって得られる情報を、一般的な情報交換の一環として提供することは、実力の行使に当たらず、憲法上の問題はないと考えているところ、今般の自衛隊による情報収集活動に際して実施する米国等との情報共有は、航行の安全確保のための一般的な情報交換の一環として実施するものであり、憲法上の問題はないと考えている。

これらの趣旨は、令和二年一月十七日の衆議院安全保障委員会及

び同日の参議院外交防衛委員会における政府の答弁を始めとして、同月二十日に召集された第二百一回通常国会を通じて、累次の機会に政府として答弁してきたところ、「憲法九条への適合性についての国会質問に対して安倍総理ら政府は徹底した答弁拒否を講じている」との御指摘は当たらず、「こうした安倍総理ら政府の姿勢こそ、自衛隊員やその家族の尊厳を重んじない暴挙というべきもの」との御指摘は当たらない。

(質問)

二 当該自衛隊の中東派遣については、過去の自衛隊の海外派遣の際の「非戦闘地域」等の自衛隊が他国軍との戦闘に巻き込まれず、かつ、自衛隊が他国軍の武力行使と一体化することがない法律による仕組みが何ら講じられていないが、その憲法九条への適合性についての国会質問に対して安倍総理ら政府は徹底した答弁拒否を講じているが、こうした安倍総理ら政府の姿勢こそ、自衛隊員やその家族の尊厳を重んじない暴挙というべきものでないのか、安倍総理及び政府の見解を示されたい。

(三の3について)

【「皇族の身分を離れた」の例】

参議院議員熊谷裕人（立憲・国民・新緑風会・社民）提出旧皇族の現状に関する質問に対する答弁書（令和2年1月31日閣議決定）

(答弁)

一から三までについて

お尋ねの「いわゆる伏見宮系の旧皇族の方」及び「令和の時代にふさわしい皇室のあり方」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、昭和二十二年に皇族の身分を離れ

た方々の子孫の現状について承知していない。

いずれにせよ、安定的な皇位の継承を維持することは、国家の基本に関わる極めて重要な問題であり、男系継承が古来例外なく維持されてきたことの重み等を踏まえながら、慎重かつ丁寧に検討を行う必要がある。

また、女性皇族の婚姻等による皇族数の減少等については、皇族方の御年齢からしても先延ばしすることはできない重要な課題であると認識している。この課題への対応等については、様々な考え方や意見があり、国民のコンセンサスを得るために十分な分析、検討と慎重な手続が必要である。

引き続き、天皇陛下の御即位に伴う行事等が控えているところであります、政府としては、これらがつつがなく行われるよう全力を尽くし、その上で、「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議」（平成二十九年六月一日衆議院議院運営委員会）及び「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議」（平成二十九年六月七日参議院天皇の退位等に関する皇室典範特例法案特別委員会）の趣旨を尊重し、対応してまいりたい。

(質問)

- 一 いわゆる伏見宮系の旧皇族の方には、歴代天皇と男系でつながる男子が数名いると承知しているが、政府の把握しているところを示されたい。
- 二 前記一に関連して、安倍総理は「旧宮家の皇籍復帰等々も含めた様々な議論があることは承知をしております」と発言しているが、政府として、皇籍復帰について、このような旧皇族の方々と接触し、その意向を確かめたことはあるのか。
- 三 安倍総理は、「旧宮家の皇籍復帰等々も含めた様々な議論があることは承知」した上で、このような旧皇族の方々に皇族へ復帰して

いただく方策を模索し、「国民のコンセンサスを得る」べく努力するのか。それとも、広く国民的議論を踏まえて、令和の時代にふさわしい皇室のあり方を模索するのか。安倍総理の見解如何。

(三の3について)

【「政府において」の例】

参議院議員矢田わか子（立憲・国民・新緑風会・社民）提出放課後児童クラブに関する質問に対する答弁書について（令和2年6月16日閣議決定）

(答弁)

四について

お尋ねの「処遇改善に向けた具体的な施策」については、政府において、平成二十九年度から放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業を実施しているところであり、引き続き、設備運営基準第十条第一項に規定する放課後児童支援員の処遇改善に努めてまいりたい。

(質問)

四 放課後児童支援員の処遇について、勤続年数や研修実績等に応じて月一万円から三万円の賃金改善に要する費用を補助する「キャリアアップ処遇改善事業」が平成二十九年度から実施されているが、それでも支援員の処遇は依然として他職種に比べて低位の状況にある。一方、政府は人材確保が困難なことを理由に、令和二年四月から職員の資格と配置基準を「参酌化」としたが、子どもが安心して過ごすためには、施設で働く職員が専門性を高め、やりがいを持ち働き続けられる環境整備が欠かせない。まず行うべきことは、職員の資格取得支援と処遇改善を行うことによって人材を

確保することと考えるが、政府のさらなる処遇改善に向けた具体的な施策を明らかにされたい。

(三の3について)

【「対象ではない」の例】

衆議院議員奥野総一郎（民主）提出原発事故の指定廃棄物処分場に関する質問に対する答弁書（平成27年5月12日閣議決定）

(答弁)

十二について

お尋ねの「環境影響評価」の意味するところが必ずしも明らかではないが、本件施設は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）の対象ではない。

(質問)

十二 環境影響評価は、どのように行うのか。具体的に示されたい。

(三の3について)

【「〇〇〇」の意味するところが必ずしも明らかではない」の例】

参議院議員浜田聰（みん）提出民間企業の障害者雇用の実態と今後の支援策に関する質問に対する答弁書（令和2年11月24日閣議決定）

(答弁)

三について

御指摘の「地域特性等において就労が困難な障害者」の意味するところが必ずしも明らかではないが、就労が困難な障害者を含む

障害者の就労支援については、公共職業安定所において、地域の実情も踏まえ、障害者就業・生活支援センター等関係機関と連携して障害者本人に対する就職から職場定着までの一貫したきめ細かな支援を行っているところである。

(質問)

三 地域特性等において就労が困難な障害者への具体的な支援策はあるか。具体的な支援策が無い場合、検討する考えはあるか。

(四について)

【「述べられているとおりである。」の例】

衆議院議員逢坂誠二（立憲）提出DDHの航空機運用能力向上に係る調査研究に関する質問に対する答弁書について（平成30年6月19日閣議決定）

(答弁)

一から三までについて

お尋ねについては、現時点においても、本年三月二日の参議院予算委員会における小池晃議員の質疑に対する小野寺防衛大臣の答弁において述べられているとおりである。

(質問)

一 平成三十年三月二日、参議院予算委員会で小野寺防衛大臣は、「現状においても、「ひゅうが」及び「いづも」型護衛艦は、その艦上において哨戒ヘリ及び輸送ヘリという複数の機種の同時に運用することを想定」していると述べた上で、「護衛艦において運用する機数及び機種数を増加させ、長期間継続的に運用することを想定した場合に必要となる整備や燃料補給等に必要な艦内及び艦

上の装備品や設備について調査」を行っていることを明らかにした。この調査では、「ひゅうが」及び「いずも」型の護衛艦について、変化する安全保障環境や急速な技術革新に対応できるのか、どの程度の拡張性を有しているのか、最新の航空機のうちどのようなものが離発着可能なのかなど、現有艦の最大限の潜在的能力を客観的に把握する」ためのものであるものの「護衛艦「いずも」を今後どのように運用していくか、F35Bを自衛隊が導入するか否か、護衛艦「いずも」にF35Bを搭載させるか否かということについては何ら決まっておりません」と発言した。現時点においても、「いずも」型護衛艦にSTOVL機（短距離離陸・垂直着陸機）であるF35Bを搭載されるか否かは決定されていないという理解でよいか。

二 「DDHの航空機運用能力向上に係る調査研究」においては、「ひゅうが」、「いずも」においては、回転翼有人機、これヘリコプターであります、これだけを現在運用しておりますが、運用していない有人の固定翼機や無人の回転翼機、固定翼機といった新しいカテゴリーの機体について調査を行っております。新型機種としては、こういう意味で、このカテゴリーごとに調査をしており、具体的には、米軍が運用しているものとして、まず固定翼有人機のうち艦艇に離発着できる短距離離陸・垂直着陸機の代表例としてF35B、それから回転翼無人機の代表例としてMQ8Cファイアースカウト、固定翼無人機の代表例としてRQ21Aブラックジャックを調査」したという理解でよいか。

三 二に関連して、「DDHの航空機運用能力向上に係る調査研究」で検証した機体について、「今後の結論を予断せずに様々な基礎的な情報収集をするものであり」「自衛隊がこれらの機体を導入することを前提としているわけではありません」との見解は変わりないか。

令和3年7月21日  
宮 内 厅

皇室経済法の解釈について  
(皇族の身分を離れる際の一時金額による皇族費)

皇室経済法第6条は皇族費について規定しており、第1項において皇族費を支出する場合が3種類あることを定めている。その一つとして、「皇族であつた者としての品位保持の資に充てるために、皇室典範の定めるところによりその身分を離れる際に一時金額として支出する皇族費」がある。

上記の一時金額による皇族費（以下「一時金」という。）は、同条第7項第1号及び第2号に掲げる額を超えない範囲内において、皇室経済会議の議を経て定める金額とするとされているが、皇族の身分を離れる者から、一時金を受け取らない旨の事前の意思表明がある場合は以下のとおり取り扱うこととする。

- ・ 皇室経済法第6条第1項に基づく一時金を支出しない。
- ・ 皇室経済法第6条第7項に基づく皇室経済会議は開催しない。

(参考)

### 1. 政府による皇室経済法第6条第1項に基づく一時金の支出義務について

#### (支出義務を負うことについて)

日本国憲法は皇室制度の存在を前提としており、政府は皇室制度を円滑に運用する責任を負っていると解される。皇室に関する事務を担任するために設置された行政機関として宮内庁が設置されているのは、その一つの表れである。

日本国憲法の下で、皇族は明治憲法下のような形では自らの財産を保有・運用することはできないこととされる一方で、皇族の身の回りの費用は基本的には皇族費によってまかなうこととされており、その支出は皇室の維持に不可欠なものといえる。こうしたことから、政府は、皇室制度の円滑な運用に対する責任の一環として、基本的には皇族費を支出する義務があると解される。

皇族の身分を離れる際に支給される一時金についても、元皇族の方が品位を保持されることは皇室制度の円滑な運用の観点から公益的な意義があると考えられることから支給されていると解するのが相当であり、一時金についても政府は基本的には支出する義務があると考えられる。

もっとも、皇族費については、皇室制度の運用責任を果たすために政府に公益的観点から支出義務が課されるものであり、また、何らかの対価として支出するものともいえないことからすると、皇族が費用の支出を求める権利を有することとはならないものと解される。

#### (支出義務が例外的に免除される場合について)

一般に、政府が一定の目的のために支出することとされる場合において、その目的が達成されないことがあらかじめ明らかであるようなときには、その支出義務を負うと解するには困難である。

かかる観点から、当該一時金は品位保持の資に充てるためのものであることから考えれば、皇族の身分を離れる方が当該一時金を品位保持の資に充てる意思を持っていないことが客観的に明らかな例外的な場合まで政府は支出義務を負うものではないものと解すべきである。

#### (当該一時金を品位保持の資に充てる意思を持っていないことが客観的に明らかな場合について)

当該一時金を品位保持の資に充てる意思を持っていないことが客観的に明らかであるといえるかどうかは、諸般の事情を総合考慮して判断することになると解られるが、皇族の身分を離れる方において一時金を受け取らないという意向が事前に明らかにされているという事情があれば、「当該一時金を品位保持の資に充てる意思を持っていないことが客観的に明らか」であるといって差し支えないものと考えられる。

#### (品位保持の資に充てる意思の有無の判断権者について)

宮内庁法第2条第7号で宮内庁は「皇族に関する事務」について所掌しており、皇族の身分を離れる者に対する一時金についても所掌していると解される。したがって、品位保持の資に充てる意思の有無に関する判断は、その行政機関の長である宮内庁長官により行われるものと解される。

(皇室経済会議の開催の要否について)

皇室経済法において一時金の額を定める際に皇室経済会議の議を経ることにしているのは、それぞれの場面で必要な金額についてどの程度の水準が適当かあらかじめ定めることができないことから、支出義務がある場合にその金額を定める必要があるためと解される。

一方、皇室経済会議が一時金の支出義務自体の存否の判断について役割を果たすことは制度上想定されていないと解される。なぜなら、皇室経済法の規定上、皇族費のうち皇室経済会議の議を経ることなく支出することとされているものは存在しており、それらについても品位保持の資に充てる意思の有無を判断することは当然必要であるからである。

したがって、宮内庁長官が一時金の支出義務がないと判断した以上、さらに皇室経済会議の議を経る必要はないものと解される。

(支出義務を負わないことが確定する時期について)

皇族の身分を離れる方が一時金を品位保持の資に充てる意思を有するかどうかに関する宮内庁長官による判断、すなわち、一時金の支出義務の有無の判断は、当該皇族の身分を離れる方が当該意思を有していないことが客観的に明らかであると認める事情が存している限り、いつでもなし得るものと考えられる。もっとも、皇室経済法第6条第1項において、「皇族が…その身分を離れる際に」一時金を支払うとされていることを踏まえると、政府が一時金の支出義務を負わないことが最終的に確定するのは、当該皇族の身分を離れる方がその身分を離れる時であると解され、仮に、当該皇族の身分を離れる方が、その身分を離れる前ににおいて、一時金を受け取らないというそれまでの意向を変えられ、一時金を品位保持の資に充てる意思を有するに至った場合は、政府は、一時金の支出義務を負うこととなり、支出義務を負うとの判断をした後、速やかに皇室経済会議を開催することとなると考えられる。他方、仮に、当該皇族の身分を離れる方が、その身分を離れた後に、一時金を品位保持の資に充てる意思を有するに至った場合については、当該皇族の身分を離れる方がその身分を離れる時に政府が支出義務を負わないことが確定しており、政府が新たに支出義務を負うこととはならないと考えられる。

## 2. 意思表明の政治関与の有無

- ・ 皇族が、政治的な意味を持つ、あるいは政治的な影響を持つような言動をすることを慎むべきことは当然である。
- ・ しかし、皇族の身分を離れる方が一時金の受領に関し何らかの意思を表明することは、当該一時金の受領という、個別的な事柄についての当該皇族自身の個人としての行為ないし対応に関する考え方を述べるものに過ぎず、現行制度そのものの改変を意図するといった政治的見解を持つ、あるいは政治的な影響を持つような発言とはみられない。
- ・ したがって、こうした意思表明は制度のあり方を左右するようなものではなく、国政への関与に該当せず、憲法上の問題を生ずることにはならないと考えられる。

- (長官) 冒頭、私から発言させていただきます。
- まず、御結婚の期日につきましては、先ほど皇嗣職大夫から発表がありましたように、眞子内親王殿下には小室圭氏と10月26日（火）に御結婚なさることになりました。
- 儀式の関係であります。御結婚に際し、納采の儀、告期の儀及び入第の儀並びに御結婚式を執り行わないこととされたことについては、皇嗣職大夫の会見において説明されたとおりであります。
- 賢所皇靈殿神殿に謁するの儀及び朝見の儀については、天皇陛下が御主宰になる儀式であります。天皇陛下におかれでは、現下の状況を踏まえられ、執り行わぬこととされたところであります。
- なお、眞子内親王殿下には、天皇陛下の思し召しをいただき、賢所皇靈殿神殿への庭上からの御拝礼や、天皇皇后両陛下への御挨拶をなさる御予定であります。
- 一時金についてであります。眞子内親王殿下には、御結婚により皇族の御身分を離れられることになりますが、一時金の受け取りを辞退される御意向を示されておられます。宮内庁としましては、眞子内親王殿下の御意向を踏まえ、御結婚に際し、一時金の支出を行わないものといたしました。
- なお、皇室経済会議は開催いたしません。宮内庁としては御結婚に向けての諸準備をつつがなく進めていただけるようお支えしてまいいる所存です。
- 以上です。
- (記者) まず、賢所皇靈殿神殿に謁するの儀と朝見の儀について、これは陛下の御主宰ですけれども行わぬこととされたのは、現下の状況を踏まえてと説明があったのですが、もう少し具体的に教えていただけますか。
- (長官) 天皇陛下には、本年のお誕生日に際しての記者会見において、眞子内親王殿下の御結婚について、多くの人が納得し喜んでくれる状況になることを願っておられる旨、お述べになられており、国民の間で様々な受け止めがあることなど現下の状況を踏まえられ、御結婚に伴うこれらの儀式については執り行わぬこととされたと伺っております。
- (記者) 両陛下への御挨拶という御紹介もありましたけれども、これはいつなのか。また、宮中三殿庭上での御拝礼については。
- (長官) まだ日程は決まっておりません。
- (記者) 上皇上皇后両陛下への御挨拶というのは。

- (長官) あると思います。
- (記者) 宮中三殿への御参拝ですか両陛下への御挨拶というのは、儀式という形ではなくて。
- (長官) そうですね。そういう御理解で。
- (記者) 御挨拶は眞子さまお一方で行かれるのですか。
- (長官) お一方です。
- (記者) 小室さんは御挨拶には。
- (長官) 伺っておりません。
- (記者) 一時金についてですが、支給しないという決定というのは、これは宮内庁長官の判断で決断されたということですか。
- (長官) そうです。支出する責任は宮内庁にありますので、宮内庁の長たる私が支出をしない決定をしたということです。
- (記者) 皇室経済会議を行わないというのは。これは皇室経済法で、一時金については額を決定するというようなことが書いてあったと思いますけれども、そういう文面を踏まえてということですか。
- (長官) 御指摘のとおりです。まず、皇室経済会議の開催の要否につきましては、宮内庁法第2条第4号におきまして、皇室経済会議に関することについて宮内庁の所掌事務とされておりますので、その組織の長である宮内庁長官がまず開催の要否を判断するという理解であります。この皇室経済会議はあくまで支出すべき一時金の額を決める機関であり、支出の要否そのものを判断するための機関ではないことから、今回は皇室経済会議を開催する必要がないと判断いたしました。
- (記者) そうしますと、まず長官が開催の要否を決めるに当たって、今回開催する必要ないと判断した理由は、眞子内親王殿下の御意向を踏まえてといふ、そういう理解でよろしいですか。
- (長官) そうですね。御意向を踏まえて支出しないという結論がありますので、当然、皇室経済会議を開く必要もないということです。
- (記者) 先ほどの皇嗣職大夫のお話ですと、婚姻届を提出された後にお二方で記者会見をされると。その場合、仕切りは宮内庁と考えられますか。
- (長官) その辺は具体的に聞いていませんが、記者会見に関してはやはりお支えする必要はあるかと思います。
- (記者) 一時金のところで、今まで支給に関しては御対象方の御意向というの問題になってなかったと思いますけれども、今回、御意向を踏まえる理由というのは何なのでしょうか。
- (長官) 今までそういう御意思が表明されたことはなかったですから。今は眞子内親王殿下から辞退をするという御意思が表明されたからで

す。

(記者) 先ほども少し御説明があつたのですけれども、長官が眞子内親王殿下から一時金の辞退について耳にされたのはいつぐらいからで、その後の経過についてお話をいただけますか。

(長官) お答えは差し控えさせていただきます。皇室の皆様方といつ、どういうお話をしたかということについては、基本的にはお話しするべきことではないと私は考えておりますので、お答えは差し控えさせていただきたい。

(記者) 真子さまが「複雑性PTSD」という状態にあるということなんですけれども、それに対する長官としての受け止めをお願いします。

(長官) 今回、専門医の診断によりまして、「複雑性PTSD」と診断される状態になっておられるということをお聞きした時は、大変、精神的な御負担が大きかったのであろうと感じました。また、そうした状況に眞子内親王殿下が置かれているということを伺って、お支えする宮内庁長官としては申し訳ない気持ちであります。

(記者) 長官がそれをお聞きになったのは、いつ頃ですか。

(長官) お答えは差し控えますが、診断が下された後、お聞きしました。

(記者) 今回の御結婚そのものに対して、改めて長官のお気持ちであつたり受け止めをお聞かせ願えますでしょうか。

(長官) 私の受け止めでありますが、眞子内親王殿下には様々な公的御活動に心を込めて取り組まれると共に、秋篠宮皇嗣同妃両殿下の御活動を真摯にお支えになるなど、これまで内親王として誠心誠意お務めを果たしてこられたものと存じます。眞子内親王殿下の新しい門出に当たり、今後の御多幸と御健康を心よりお祈り申し上げます。

(記者) 御結婚に関して天皇陛下の受け止めやお気持ちを伺つたりしていますでしょうか。

(長官) まず、天皇皇后両陛下には、眞子内親王殿下がこれまで皇室の一員として様々な公的御活動に真摯に取り組んでこられたことに対して、心からのお忙いのお気持ちをお持ちでいらっしゃいます。また、今後、幸せな人生を歩んでいかれることを願つておいでです。

(記者) 今、御結婚についての長官の受け止めをお伺いしたんですけども、儀式を行わないですか一時金を辞退されるという異例の形かと思いますけれども、その点については長官として何かございますでしょうか。

(長官) まず、儀式を行われないということは天皇陛下の御判断でありますし、一時金につきましては先ほど申し上げたとおり、眞子内親王殿下

の御意思を踏まえまして宮内庁として決定をしたということあります。

(記者) 通常、御結婚の時には長官の談話というのが出ているんですけれども、今のが談話みたいになってしまっているのですが、当日というのはまた長官が何らかのコメントというのをお出しするのでしょうか。

(長官) 今のところはありません。この受け止めは当日であっても変わりませんから。

(記者) ということは、これが長官談話ということになるのか。

(長官) そういう扱いをしていただいて結構です。

(記者) 長官はこれまでの会見で、小室家側に納得のいく説明というのを願われたということがあったかと思いますが、今回、残念ながら国民が納得できないという形で、儀式を行わないという結果になってしまったという。

(長官) 納得できないとは言っていないですよね。様々な受け止め方があるという。というのは祝福される方々もいるというふうには聞いておりますから。すみません、途中で。

(記者) 説明責任というか、小室家側のトラブルに対する説明というのを求められていますけれども、今回、それが国民の方々に納得できるような形になったというふうには。長官はどうお考えですか。

(長官) 小室家のいわゆる金銭トラブルと言われている事柄につきましては、私は昨年12月の会見におきまして、小室さん側が説明をしていただくことが重要だと申し上げて、その後、今年4月に小室さんのお母さんと元婚約者の方との間のいわゆる金銭トラブルと言われている事柄についての文章が公表された、その文章に記載されている金銭トラブルと言われている事柄に関する事実関係、あるいは小室さん側と元婚約者との間の話し合いの経緯について、私は理解できたと申し上げたところであります。現時点ではそれ以上、申し上げることはございません。

(記者) 訹跡中傷と言われていることによって「複雑性PTSD」と診断されたということを聞いてですね、日本人の誰もが思い出すのは1993年の皇后バッシング、あれと全く同じことですね。当時も誹謗中傷という上皇后さまが責められるという一連の報道があって、倒れられて声を失われる事態がありましたよね。当時言われたのはですね、ここまでになる前に宮内庁としてもうちょっと早くやりようがあったのに、初動が遅れたのではないかというそういう批判があったんですね。今回も同じような批判が出るかも知れない。宮内庁はどうする

のか、これから。小室さんの私的な問題なのでなかなか動けないという事情があったかも知れないけれども、眞子さまがそういうふうな症状を示されているという時点で、もう少し、初動というか早めにできたのではないかという批判も出てくるかも知れませんが、そこはどうお考えですか。

(長官) 2年前の私の会見での御指摘は今も覚えておりまして、やはり誤った報道には的確に反応すべきではないかというお話があったというのは今も覚えております。ただ、一般論として申し上げますと、今回そもそも誹謗中傷というのは具体的に何かということは、私は伺っておりませんので、皆様方の報道が原因だということではないと私は認識をしております。その前提で、一般論として申し上げますと、報道の中には事実と異なる記事や誤った事実を前提にして書かれた記事も多々見られるところではあります。そうしたことで、その事実と異なる、それが事実として受け止められて、広く社会一般に誤った認識を与えることになってしまします。それはやはり宮内庁として正確な事実関係を指摘して、今までもしてきましたし、ホームページ上でいろいろな見解を表明してきたところです。ただ、難しいのは報道が非常に数多くありますので、その中で事実に反するものがあっても、一つ一つに対応することは極めて困難であります。一つの記事等を事実ではないと否定すれば、残りは事実であると認めているというような観点もございます。こうしたこともあるって、なかなか難しい面もあるのですが、ただ、今回、眞子内親王殿下がこういう状況に置かれてしまったということについては、私自身、忸怩たる思いはあります。

(記者) これは宮内庁に直結する問題じゃないかも知れませんが、過去、問題があったですねSNSの誹謗中傷のね、これも被害者が場合によっては命を絶つことがあります。今回、精神的にダメージを受けるまで何も発信できない状況が事態を悪化させている訳ですね。だから今、世間的にはもっと早く声を上げていこうという流れになっている訳ですね。だからギリギリまで誹謗中傷と感じられるものを受けた人ですね、健康を害するまで動けないというのは問題ではないかという流れになっているんですね。だから今回の事態がどういう影響を与えるかどうか分からないんですけども、ほかにやりようがあったのではないかと思います。どうしてほしいということでもないんですけども。

(長官) インターネット上の書き込みによる誹謗中傷が現在、社会的な問題になっているのは事実だと思います。今後、関係機関による取り組み

が更に進み、社会全体の対応が進んでいくということを私自身は期待したいと思います。

(記者) 「複雑性PTSD」という症状が出ないようにするのが改善の前提だという、先ほどそういう説明がありましたけれども、その状況を改善するために公表するということはお考えにはならなかつたのですか。

(長官) 何を公表するんですか。

(記者) つまり、眞子さまがそういう状況にあるということを、速やかにではなくてある時点で「複雑性PTSD」になっているという状況を公表するというお考えにはならなかつたか。

(長官) 今回、公表したじゃないですか。

(記者) いや、そのタイミング以前に、という意味ですが。

(長官) そういうことですか。それはいろいろな検討の結果、今日、公表するのが一番良いのではないかという判断だったということで御理解いただければと思います。

(記者) 長官が「複雑性PTSD」であることをお知りになったのはいつ頃ですか。

(長官) お答えは差し控えたいと思います。秋山先生の方からもそういう話はなかつたと認識しております。

(記者) 結婚の期日を含めて、今日、10月1日に公表、発表したというのは、何か理由があるのですか。

(長官) 時期については皇嗣職大夫が説明したと思いますけど、その説明のとおりであります。

文書番号	第 号	受付年月日	編集部名	保存期限	年
(文書処理上の記事)			起案	令和 3 年 7 月 29 日	原書
			決算	令和 3 年 7 月 29 日	校訂
			施行	令和 年 月 日	発送
<p>長官 皇嗣職大夫</p> <p>次長 審議官</p> <p>秘書課長</p> <p>眞子内親王殿下が皇族の身分を離れられる際の皇族費について（伺い）</p> <p>婚姻に伴い眞子内親王殿下が皇族の身分を離れられるに際し、御本人の御意向を踏まえ、皇室経済法第 6 条第 1 項に定める一時金の支出を行わないこととしてよいか、伺います。</p>					

起诉用紙A

宮內廳

※ 黒塗りか所は眞子内親王殿下の署名がある。

宮内庁長官 殿

私は、小室圭氏との婚姻により皇族の身分を離れるに際し、皇室経済法第6条  
第1項に定める一時金の受給を辞退いたします。

令和 3 年 1月 28 日



(記者) 異例の結婚になりましたけれども、その辺についても。

(長官) 繰り返しになりますが、眞子さまには様々な公的御活動に心を込めて取り組まれると共に、秋篠宮皇嗣同妃両殿下の御活動を真摯にお支えになるなど、これまで内親王として誠心誠意、お務めを果たしてこられたものと存じます。この度の御結婚に当たり、お二人の御健康と末永いお幸せをお祈りいたします。

○ 日本国憲法（昭和二十一年憲法）（抄）

第一条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第三条 天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

第四条 天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。

② 天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。

第六条 天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。

② 天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

第七条 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

- 一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。
- 二 国会を召集すること。
- 三 衆議院を解散すること。
- 四 国會議員の総選挙の施行を公示すること。
- 五 国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。
- 六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。
- 七 栄典を授与すること。
- 八 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。
- 九 外国の大使及び公使を接受すること。
- 十 儀式を行うこと。

○ 皇室典範（昭和二十二年法律第三号）（抄）

第十二条 皇族女子は、天皇及び皇族以外の者と婚姻したときは、皇族の身分を離れる。

○ 皇室経済法（昭和二十二年法律第四号）（抄）

第三条 予算に計上する皇室の費用は、これを内廷費、宮廷費及び皇族費とする。

第六条 皇族費は、皇族としての品位保持の資に充てるために、年額により毎年支出するもの及び皇族が初めて独立の生計を営む際に一時金額により支出するもの並びに皇族であつた者としての品位保持の資に充てるために、皇族が皇室典範の定めるところによりその身分を離れる際に一時金額により支出するものとする。その年額又は一時金額は、別に法律で定める定額に基いて、これを算出する。

② 前項の場合において、皇族が初めて独立の生計を営むことの認定は、皇室経済会議の議を経ることを要する。

③ 年額による皇族費は、左の各号並びに第四項及び第五項の規定により算出する額とし、第四条第一項に規定する皇族以外の各皇族に対し、毎年これを支出するものとする。

一 独立の生計を営む親王に対しては、定額相当額の金額とする。

二 前号の親王の妃に対しては、定額の二分の一に相当する額の金額とする。但し、その夫を失つて独立の生計を営む親王妃に対しては、定額相当額の金額とする。この場合において、独立の生計を営むことの認定は、皇室経済会議の議を経ることを要する。

三 独立の生計を営む内親王に対しては、定額の二分の一に相当する額の金額とする。

四 独立の生計を営まない親王、その妃及び内親王に対しては、定額の十分の一に相当する額の金額とする。ただし、成年に達した者に対しては、定額の十分の三に相当する額の金額とする。

五 王、王妃及び女王に対しては、それぞれ前各号の親王、親王妃及び内親王に準じて算出した額の十分の七に相当する額の金額とする。

④ 摂政たる皇族に対しては、その在任中は、定額の三倍に相当する額の金額とする。

⑤ 同一人が二以上の身分を有するときは、その年額中の多額のものによる。

⑥ 皇族が初めて独立の生計を営む際に支出する一時金額による皇族費は、独立の生計を営む皇族について算出する年額の二倍に相当する額の金額とする。

⑦ 皇族がその身分を離れる際に支出する一時金額による皇族費は、左の各号に掲げる額を超えない範囲内において、皇室経済会議の議を経て定める金額とする。

- 一 皇室典範第十二条及び第十四条の規定により皇族の身分を離れる者については、独立の生計を営む皇族について算出する年額の十倍に相当する額
- 二 皇室典範第十三条の規定により皇族の身分を離れる者については、第三項及び第五項の規定により算出する年額の十倍に相当する額。この場合において、成年に達した皇族は、独立の生計を営む皇族とみなす。
- ⑧ 第四条第二項の規定は、皇族費として支出されたものに、これを準用する。
- ⑨ 第四条第三項及び第四項の規定は、第一項の定額に、これを準用する。

第八条 皇室経済会議は、議員八人でこれを組織する。

- ② 議員は、衆議院及び参議院の議長及び副議長、内閣総理大臣、財務大臣、宮内庁の長並びに会計検査院の長をもつて、これに充てる。

#### ○ 宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）（抄）

- 第一条 内閣府に、内閣総理大臣の管理に属する機関として、宮内庁を置く。
- 二 宮内庁は、皇室関係の国家事務及び政令で定める天皇の国事に関する行為に係る事務をつかさどり、御璽国璽を保管する。
- 第二条 宮内庁の所掌事務は、次のとおりとする。
  - 一～三 （略）
  - 四 皇室会議及び皇室経済会議に関すること。
  - 五・六 （略）
  - 七 皇族に関すること。
  - 八～二十 （略）

#### ○ 宮内庁組織令（昭和二十七年政令第三百七十七号）（抄）

##### 第三条 （略）

- ③ 宮務主管は、命を受けて第十二条から第十三条までに掲げる事務のうち皇族（内廷にある皇族を除く。以下この項において同じ。）に係るものと総括し、及び皇族の侍側奉仕のことのうち特に命ぜられたものをつかさどる。

##### 附則

##### 第五条 （略）

- ② 皇嗣職官は、命を受けて、皇嗣及び皇嗣妃の侍側奉仕のことを分掌する。

○ 民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）

（贈与）

第五百四十九条 贈与は、当事者の一方がある財産を無償で相手方に与える意思を表示し、相手方が受諾することによって、その効力を生ずる。

（書面によらない贈与の解除）

第五百五十条 書面によらない贈与は、各当事者が解除をすることができる。ただし、履行の終わった部分については、この限りでない。

（贈与者の引渡義務等）

第五百五十五条 贈与者は、贈与の目的である物又は権利を、贈与の目的として特定した時の状態で引き渡し、又は移転することを約したものと推定する。

2 負担付贈与については、贈与者は、その負担の限度において、売主と同じく担保の責任を負う。

（定期贈与）

第五百五十二条 定期の給付を目的とする贈与は、贈与者又は受贈者の死亡によって、その効力を失う。

（負担付贈与）

第五百五十三条 負担付贈与については、この節に定めるもののほか、その性質に反しない限り、双務契約に関する規定を準用する。

（死因贈与）

第五百五十四条 贈与者の死亡によって効力を生ずる贈与については、その性質に反しない限り、遺贈に関する規定を準用する。

3.11.19  
第一部

参議院議員浜田聰君提出皇室經濟法第六条に規定されている一時金不支給に関する質問に対する答弁書

一の1、3及び5について

皇族費（皇室經濟法（昭和二十二年法律第四号）第三条の皇族費をいう。以下同じ。）は、同法第六条第一項において、皇族及び皇族であつた者としての品位保持の資に充てるために支出するものとされており、政府の皇室制度の円滑な運用に対する責任の一環として、公益的觀点から支出するものである。

したがつて、政府は、基本的には皇族費を支出する義務があると考えられるものの、一般に、政府が一定の目的のために金銭等を支出することとされる場合において、その目的が達成されないことがあらかじめ明らかであるようなとき今まで、その支出義務を負うと解するのは困難である」とがら、皇族がその身分を離れる際に支出する皇族費（以下「一時金」という。）について、当該皇族が一時金を品位保持の資に充てる意思を持つていなければ客観的に明らかに例外的な場合まで支出義務を負うものではないものと考えられる。

また、宮内庁は、宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第二条第七号に基づき「皇族に関すること」

を所掌しており、一時金の支出についても所掌していると解されるとから、一時金の支出義務の存否の判断は、その長である宮内庁長官により行われるものと考えられ、皇室経済会議が一時金の支出義務の存否の判断について役割を果たすことは制度上想定されていないと解される。

#### 一の2について

皇族の身分を離れる者が一時金の受領に関し何らかの意思を表明することは、国事行為ではないため、内閣の助言と承認を必要とするものではなく、また、当該一時金の受領という、個別的な事柄についての当該皇族自身の個人としての行為又は対応に関する考え方を述べるものに過ぎず、現行制度そのものの改変を意図するといった政治的見解を持つ、又は政治的な影響を持つような発言とはみられない。

したがって、皇族の身分を離れる者が一時金を受け取らないという意思を表明することや、政府がその意思の表明を踏まえて一時金の支出義務について判断することは、憲法第四条第一項に抵触するものではない。

#### 一の4及び6について

今般の眞子内親王殿下（当時）に対して一時金を支出しないとする判断は、国会の定めた法律に従つて

適切に行われたものであり、別途国会への報告が必要とは考えていない。

### 一の 1について

我が国の民事裁判権は、我が国内にいる全ての人々に及ぶのが原則であり、皇族に民事裁判権が及ぶこととを否定する明文の規定及び最高裁判所の判例はないと承知している。

### 一の 2から4までについて

皇族が一般に自ら民事訴訟及び行政訴訟を提起することができるか否かについては、皇族であることを理由としてこれを否定する明文の規定はないと承知している。

### 三の 1について

お尋ねの「誤った情報が事実であるかのような印象を与えるかねない質問」は、政府に対するものではないことから、政府として見解を申し上げる立場はない。

### 三の 2について

お尋ねについては、個人のプライバシーに関わる事柄であり、政府として見解を申し上げることは差し控える。

### 三の3について

お尋ねについては、「治療を支援する等の考え方」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。なお、皇族の身分を離れた者は、政府において皇室関係の国家事務をつかさどる宮内庁が侍側奉仕（宮内庁組織令（昭和二十七年政令第三百七十七号）第三条第三項の侍側奉仕をいう。）をする対象ではない。

### 四について

お尋ねについては、令和三年十月二十八日の記者会見において、宮内庁長官が「この度の御結婚に当たり、お二人の御健康と末永いお幸せをお祈りいたします」と述べているとおりである。

質問第六号

皇室經濟法第六条に規定されている一時金不支給に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和三年十一月十日

浜田聰

参議院議長 山東昭子 殿

皇室經濟法第六条に規定されている一時金不支給に関する質問主意書

眞子内親王殿下であられた小室眞子さん（以下「眞子さん」という。）と小室圭氏の御結婚を心よりお慶び申し上げる。御結婚に際し執られた憲政史上初の手続の論拠を政府答弁書として遺し、後世に生じ得る天皇及び皇族に関する国民的議論に資することを目的として、以下質問する。

一 皇族費（皇室經濟法（昭和二十一年法律第四号。以下「法」という。）第三条の皇族費をいう。以下同じ。）及び一時金（法第六条第一項に規定する、皇族であつた者としての品位保持の資に充てるために、皇族が皇室典範の定めるところによりその身分を離れる際に一時金額により支出する皇族費をいう。以下同じ。）について

1 通常、補助金の支給は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）による補助金の支給が行政処分とされていることを除いて、贈与契約（あるいは、負担付贈与契約）とされるところ、皇族費を支給する行為は、贈与契約か。それとも、憲法第四条第一項にかんがみ、皇族の御意思とは無関係に支給すべきことから、政府の一方的意思表示のみによつて効力を發揮する、行政処分か。

2 皇族は、一時金を辞退なさることはできるのか。また、辞退なさいた場合、その辞退は内閣の助言と承認を必要とするか。また、辞退する御意思を示したとして、その御意思を政府が尊重する」とは、憲法第四条第一項に抵触しないか。政府の見解如何。

3 政府は、一時金を支給しないことができるか。できる場合は、法令による明文規定を示されたい。また、できる場合、皇室經濟會議（法第八条の皇室經濟會議をいう。以下同じ。）の開催及び議決を要するのか。

4 皇室經濟と国会に關しては、昭和二十一年十一月十二日の衆議院本會議において「皇室の財産に關係いたしまする重要な問題につきましては、国会に何らかの連係をとることとは、もとより必要なることと思つのであります。事の大小様々ありまするために、原則的にはこれを否定する」ことができないのであります。報告を必要としまする事項は、政府より国会に対しこれを報告いたすことにしたいと考えております。」と答弁されてゐるところ、政府は、一時金を支給しない場合、その旨を国会に報告する必要性をどう考へてゐるのか。政府の見解如何。

5 一時金を支給しない」とに対する責任は、内閣が負うのか。それとも、皇室經濟會議が負うのか。

6 上皇陛下が「退位なさる際は、憲法第一条にかんがみ、国民の総意の代表たる国会がその役目を全うすべく、広く議論を行つたうえで、各党・各会派の共通認識として「天皇の退位等についての立法院の対応」に関する衆参正副議長による議論のとりまとめ」を内閣に送付したところである。ところが、今般の眞子さんに対する一時金を不支給とする決定に関しては、国会が意見を言う機会が何ら与えられず、国民の総意の代表たる国会は無視されたままであった。この国会軽視について、憲法第一条の観点から、政府の見解如何。

## 二 皇族の訴権について

1 平成元年十一月二十日最高裁第一小法廷判決によると、天皇には民事裁判権が及ばないとされているところ、皇族には民事裁判権が及ぶのか。

2 刑法第一百三十二条は「告訴をする」とができる者が天皇、皇后、太皇太后、皇太后又は皇嗣であるときは内閣総理大臣が・・・代わつて告訴を行う。」とあるが、皇族が民事訴訟及び行政訴訟を提起する場合は、内閣総理大臣が代わつて行うのか。政府の見解如何。

3 前記二の2に関し、内閣総理大臣が代わつて行う場合であつても、法定された皇族費の不支給決定を

行つた当事者たる内閣総理大臣自身が、皇族に代わつて皇族費の不支給決定に対する抗告訴訟を行つた  
とが適切でないことは明らかである。皇族に代わつて皇族費の不支給決定に対する抗告訴訟を行うこと  
ができる者は、誰か。政府の見解如何。

4 前記一の3において内閣以外に誰もない場合、時の政府は、法改正によることなく、皇族費をまつた  
く支給せず、しかも、皇族はそれに対する不服を訴える手段が存在しないことになるが、政府の見解如  
何。

三 令和三年十月二十六日に行われた眞子さんと小室圭氏の御結婚に関する記者会見について

1 「誤った情報が事実であるかのような印象を与えるかねない質問」がされたことに対し、政府の見解如  
何。

2 眞子さんが複雑性心的外傷後ストレス障害を患つたことに対し、政府の見解如何。

3 政府として、眞子さんの複雑性心的外傷後ストレス障害の治療を支援する等の考えはあるのか。

四 眞子さんと小室圭氏の御結婚に対し、政府の見解如何。

右質問する。